

福岡県公報

平成21年4月3日
第2950号

目次

告示 (第645号 - 第654号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課) 1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) 2
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) 2
福岡県国土利用計画 (第四次)	(総合政策課) 3
県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)43
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)43

公告

意見募集の結果の公示	(県民文化スポーツ課)43
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)43
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)44

監査委員

監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)44
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)48
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)52
監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)55

雑報

危険物取扱者試験の実施	(消防防災課)75
正誤		

解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (平成16年10月福岡県告示第1727号) 中正誤75
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (平成21年3月福岡県告示第518号) 中正誤75

告示

福岡県告示第645号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成21年4月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字阿恵字古屋敷315 - 1、315 - 4及び315 - 5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町大字阿恵222番地
篠崎 隆孝

福岡県告示第646号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成21年4月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定する区域
糟屋郡宇美町ゆりが丘三丁目2520番3、2548番7、2548番9、2550番1、2550番2、2552番1、2552番2、2552番3、2552番4、2555番1、2555番3、2670番1、2670番89、2670番90、2670番91、2670番92及び2670番150
- 2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イに掲げる埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号に規定する宇美町により一般廃棄物の埋立処分用に供された場所であって廃止されたもの

福岡県告示第647号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年4月3日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大崎字柿添874 - 7、874 - 10及び875 - 27
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市二日市西3丁目8番3号（大坪ハイツ103号）
河野 茂晃

福岡県告示第648号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年4月3日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉郡筑前町四三嶋字長牟田1469 - 1、1469 - 3、1474 - 1、1474 - 4、1475 - 1
及び1475 - 3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
朝倉市福光1183番地1
ホウトク技研株式会社 代表取締役 豊原 穰

福岡県告示第649号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年4月3日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市美鈴が丘5丁目21 - 6及び21 - 47から21 - 55まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本鉄道株式会社 代表取締役 竹島 和幸

福岡県告示第650号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成21年4月3日から同月17日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成21年4月3日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
福岡都市計画道路（3・2・11号別府香椎線）の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
福岡市東区香椎一丁目、二丁目及び五丁目並びに水谷二丁目及び三丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
福岡市住宅都市局都市計画部都市計画課

福岡県告示第651号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1

項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成21年4月3日から同月17日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成21年4月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

立花都市計画道路（3・5・2号釘崎樋渡線）の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

立花町大字谷川の一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

立花町建設課

福岡県告示第652号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項の規定に基づき、平成21年3月26日付けで福岡県国土利用計画（第四次）を定めたので、同条第5項の規定により次のように公表する。

平成21年4月3日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県国土利用計画

(第四次)

福岡県

福岡県国土利用計画（第四次）

平成21年3月26日
県議会決議

目次

前文	1
第1 県土の利用に関する基本構想	2
1 県土の特性と土地利用の動向	2
（1）県土の特性	2
（2）土地利用の動向	3
（3）土地利用転換の動向	5
2 県土利用の基本方針	6
（1）県土利用の基本的な視点	6
（2）県土利用の基本的条件の変化	7
（3）県土利用の基本方向	10
（4）利用区分別の県土利用の基本方向	12
第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	16
1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	16
（1）農用地	17
（2）森林	17
（3）水面・河川・水路	17
（4）道路	18
（5）宅地	18
（6）その他	18
（7）市街地	18
2 地域別の概要	18
（1）福岡地域	18
（2）筑後地域	19
（3）筑豊地域	19
（4）北九州地域	19
第3 第1及び第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	20
1 公共の福祉の優先	20
2 土地関連法令の適切な運用	20
3 土地利用計画等の整備・充実	20
4 地域整備施策の推進	20
（1）アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策	20

- (2) 先端成長産業の拠点形成に向けた施策……………21
- (3) 交通・情報通信体系の整備に向けた施策……………21
- (4) 地域及び地域産業の振興に向けた施策……………22
- 5 県土の保全と安全性の確保……………23
 - (1) 安全・安心な県土づくりに向けた施策……………23
 - (2) 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策……………24
- 6 環境の保全と美しい県土の形成……………24
 - (1) 循環と共生の社会の実現に向けた施策……………25
 - (2) 美しくゆとりある県土形成に向けた施策……………26
- 7 土地利用転換の適正化……………27
- 8 土地の有効利用の促進……………27
 - (1) 都市部の整備に関する施策……………28
 - (2) 農山漁村部の整備に関する施策……………28
 - (3) 産業用地の整備に関する施策……………29
- 9 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発……………29
- 10 計画の推進及び指標の活用……………29

第4 地域別の措置……………30

- 1 福岡地域……………30
- 2 筑後地域……………30
- 3 筑豊地域……………31
- 4 北九州地域……………32

第5 県内で特に必要とされる措置……………34

- 1 広域的な調整を必要とする土地利用に係る方針……………34
 - (1) 広域的な視点による地域振興策の策定……………34
 - (2) 広域的な産業拠点の配置・誘導……………34
 - (3) 広域的な大規模集客施設の立地誘導……………34
 - (4) 広域的な景観形成……………34
- 2 市町村ごとの土地利用に係る調整方針……………35
 - (1) 産業の活力を支えるための土地利用の方針……………35
 - (2) 都市の活力を支えるための土地利用の方針……………35
 - (3) 中山間地域の活力を支えるための土地利用の方針……………35
 - (4) 良好な景観形成を支えるための土地利用の方針……………36
 - (5) 市町村計画の策定に係る調整方針……………36
- 3 県土利用に関する地理情報の整備……………36

前文

本計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、福岡県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項を定めた総合的かつ長期的な計画（以下「福岡県国土利用計画」という。）であり、すべての県土利用に関する計画が指針とすべき計画である。

また、県下の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）及び福岡県土地利用基本計画の基本となるものである。

県土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の総合的な発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

福岡県国土利用計画は、著しい経済・社会状況の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとする。

第1 県土の利用に関する基本構想

1 県土の特性と土地利用の動向

(1) 県土の特性

ア 自然的条件

福岡県は九州の北部に位置し、三方を性格の異なる海に囲まれ、九州はもとより西日本における交通の要衝を占めている。特に、福岡市、北九州市を中心に、人口や業務機能など諸機能の集積が進み、地域の拠点性が高まっている。福岡から東京への距離と同じ約1,000km圏内には、朝鮮半島や中国大陸沿岸の主要都市が含まれ、これら東アジア地域との交流が容易な位置にある。また、古くからこれらの地域との交流の窓口になっており、今後、アジアとの国際交流・連携の拠点としての役割が期待される。

平成17年現在の県土面積は、4,976km²で全国の総面積の約1.3%、九州の約12%を占めている。また、標高500m未満の土地が県土面積の9割以上を占め、傾斜が15°未満の面積が約6割と比較的緩やかな地形となっており、県土の利用区別の土地利用は、全国平均と比較して森林の割合が低く、農用地、宅地などの割合が高くなっている。

福岡県の気候は概して温暖であり、県下の平均降水量は年間1,794mmで全国平均とほぼ同じであるが、人口集積が高いため、人口1人当たりの降水量は全国平均の約3分の1と少なく、ダム適地も少ないなど、水資源の確保が難しい社会的、自然的条件を有している。

イ 人口と世帯

平成17年国勢調査によると、福岡県の人口は、504万9,908人で全国の約4%、九州の約38%を占めている。人口の推移は、平成12年から平成17年の5年間に約3万4,209人(0.7%)増加しており、増加率は全国とほぼ同じである。しかし、人口が増加しているのは福岡地域(8万6,550人、3.7%)のみで、筑後地域、筑豊地域、北九州地域は同期間にそれぞれ1万3,637人(1.6%)、1万5,595人(3.3%)、2万3,109人(1.7%)減少しており、福岡都市圏への人口の集中がみられる。

また、平成17年の世帯数は200万9,911世帯で、平成12年から平成17年の5年間で9万2,190世帯(4.8%)増加している。地域別にみると、同期間に福岡地域では7万2,024世帯(7.7%)、筑後地域は1万333世帯(3.6%)、筑豊地域は1,334世帯(0.8%)、北九州地域は8,499世帯(1.6%)といずれも増加している。

ウ 経済・産業

第一次産業は、恵まれた自然的、社会的条件を背景に活発な生産活動が展開されてきた。しかし、近年、就業者の高齢化や後継者不足などによって、中山間地域において耕作放棄地や荒廃した森林が増加している。

第二次産業は、北九州工業地帯における鉄鋼・化学など、大牟田地区における石炭・化学などの素材型産業を中心に発展してきたが、2度のオイルショックを経て、素材型産業は低迷傾向が続いてきた。しかし、近年においては、自動車、半導体産業などの進出により加工組立型産業のウエイトが高まっている。特に自動車産業は、組立工場やエンジン工場、研究開発施設の立地、これらに関連する部品メーカーの進出が相次いでいる。

第三次産業は、卸売業、サービス業などが福岡都市圏を中心に発展している。小売業では、大規模商業施設の郊外出店が進む一方で、中心市街地商店街においては小規模商店の減少、空き店舗の増加がみられる。

(2) 土地利用の動向

ア 農用地

農用地の面積は、平成17年は9万213haとなっており、平成7年の10万238haから10年間に1万25ha(10.0%)減少した。平成17年の内訳は、田が6万9,800ha(77.4%)と農用地の大半を占めている。10年間の推移では、田6,500ha(8.5%減)より畑3,500ha(14.8%減)の減少率が高かったため、田の構成比が若干高まった。

平成7年から平成17年の10年間で農用地の減少率が高い市町村をみると、福岡市周辺の市町が上位を占めている。福岡都市圏の住宅地を中心とした宅地開発需要により、農用地が転用されてきたことが認められる。

また、近年、耕作放棄地が増大しており、平成2年の3,947haが平成17年には7,030haに達した。

イ 森林・原野

森林の面積は、平成17年は22万2,569haとなっており、平成7年の22万4,650haから10年間に2,081ha(0.9%)減少した。平成17年の内訳は、国有林が2万5,137ha(11.3%)、民有林が19万7,433ha(88.7%)となっている。10年間の推移では、国有林が416ha(1.6%)、民有林が1,664ha(0.8%)とそれぞれ減少している。

近年、木材価格の低迷や就業者の高齢化などにより、長期間手入れがなされず、荒廃した森林が拡大している。その面積は平成16年度末時点で約2万9,000haと

推計され、森林面積全体の1割強を占めている。

原野の面積は、平成17年は188haとなっており、平成7年の189haから1ha減少した。

ウ 水面・河川・水路

水面・河川・水路の面積は、平成17年は2万1,003haとなっており、平成7年の2万732haから10年間に271ha(1.3%)増加した。平成17年の内訳は、水面が3,544ha(16.9%)、河川が1万2,528ha(59.6%)、水路が4,931ha(23.5%)となっている。10年間の推移では、水面が92ha(2.7%)、河川が120ha(1.0%)、水路が59ha(1.2%)とそれぞれ増加している。

河川の面積の増加については、治水安全度を高めるための河川の整備を行ったこと、また、水面・水路の面積の増加については、多様な水需要に対する安定供給を図るため、水資源開発や、水路の整備を行ったことが背景として考えられる。

エ 道路

道路の面積は、平成17年は3万31haとなっており、平成7年の2万7,368haから10年間に2,663ha(9.7%)増加した。平成17年の内訳は、一般道路が2万6,478ha(88.2%)、農道が1,863ha(6.2%)、林道が1,690ha(5.6%)となっている。10年間の推移では、一般道路が2,731ha(11.5%)、林道が57ha(3.5%)と増加している一方で、農道は125ha(6.3%)減少している。

一般道路の面積の増加については、高規格幹線道路や幹線道路の整備、快適で安全な道路づくりに向けて幅員の拡張などを行ってきたこと、林道の面積の増加は、森林整備に伴う作業道などの整備が背景として考えられる。一方、農道の面積の減少については、農用地の面積の減少に伴うものと考えられる。

オ 宅地

宅地の面積は、平成17年は7万1,684haとなっており、平成7年の6万4,963haから10年間に6,721ha(10.3%)増加した。平成17年の内訳は、住宅地が4万3,297ha(60.4%)、工業用地が6,041ha(8.4%)、その他の宅地が2万2,346ha(31.2%)となっている。10年間の推移では、住宅地が4,643ha(12.0%)、その他の宅地が2,201ha(10.9%)と増加している一方で、工業用地は123ha(2.0%)減少している。

住宅地の面積の増加は、人口や世帯数の増加に伴い住宅地の整備が進んだこと、その他の宅地の面積の増加は、商業系、業務系施設の整備が背景として考えられる。一方、工業用地の面積の減少は、既存の工場の閉鎖による他用途への転換や、新たな工場の進出が相対的に低調であったことなどが背景として考えられる。し

かし、平成16年からは増加に転じており、これは、自動車関連産業の進出を中心とした用地需要の増大が背景として考えられる。

カ 市街地

市街地の面積は、平成17年は5万5,965haとなっており、平成7年の5万4,870haから10年間に1,095ha（2.0%）増加した。

市街地の面積の増加は、宅地（住宅地及びその他の宅地）の増加に伴ったことが背景として考えられる。

近年の自動車に依存した暮らしの普及や大規模集客施設の幹線道路沿線及び郊外部への進出などにより、商店街の空き店舗などが増加し中心市街地の空洞化が問題となっている。

（3）土地利用転換の動向

これまでの本県の土地利用転換をみると、増加する住宅地需要に対応するために、農用地や森林を住宅地へと転換してきた。しかし、近年では、人口増加のペースが鈍ってきたことや都心回帰の影響などによって、新たな住宅地の需要が減少している。その一方で、郊外型の大規模商業施設や自動車産業関係の工業用地の需要が発生しており、農用地から工業用地、その他の宅地への転換がみられる。

全体的にみると、土地利用転換の大部分を占めていた農用地の住宅地への転換が減少していることから、本県の土地利用転換圧力は低下している。しかし、今後は、自動車関連産業を中心とした工業用地や研究開発施設などの業務用地の需要が高まることが予想され、他用途から宅地への転換が拡大傾向へ転じる可能性が高い。

2 県土利用の基本方針

(1) 県土利用の基本的な視点

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤となるものである。

この県土を適切に利用・保全して、次世代に引き継いでいくことは県民の責務である。

そのために、以下のような基本的な視点を踏まえ、県土利用の基本方向を考えるものとする。

ア 公共の福祉の優先

土地は、公共の利害に深く関係する特性を有していることから、県土の利用に当たっては、公共の福祉を優先することを原則とする。

イ 土地利用の不可逆性への配慮

土地利用に当たっては、土地の不可逆性に配慮し、貴重な自然環境や農用地、森林の保全について十分な配慮を行い、必要な箇所については、周辺地域の安全や環境を考慮するものとする。

ウ 土地の有効利用

土地は、安全と環境に配慮し、有効に利用されて初めてその価値を発揮するものであるとの考えの下、適正な土地利用計画に基づき、土地の有効利用の実現を図る。

エ 適正な地価の形成

地価の急激な変動は、県民の生活や生産活動に直接的な影響を及ぼし、適正な土地の利用を阻害することから、適正な地価の形成を図る。

オ 良好な環境や景観の保全・創造

良好な自然・生活環境や美しい景観は、豊かな県民生活の実現に必要な不可欠なものであることから、その保全・創造に努める。

カ 県民生活の安全性の確保

風水害や地震をはじめとする自然災害などに対する防災対策の充実、犯罪防止や交通事故抑止に向けた環境整備などを念頭におき、県民が安全で安心して暮ら

せるよう、適切な県土利用を図る。

(2) 県土利用の基本的条件の変化

今後10年程度の県土利用を計画するに当たっては、下記の変化と課題及びボテンシャルをそれぞれ考慮する必要がある。

ア 県土を取り巻く環境変化と課題

(ア) グローバル化の進展への対応

交通・通信技術の飛躍的向上により、国境を越えた経済のグローバル化が着実に進んでおり、本県の経済も以前にも増して海外との結びつきを強めている。アジアの交流拠点として発展していく本県の県土利用に当たっては、グローバル化に対応できる学術・文化などの知的拠点を形成するとともに、港湾、空港、道路、情報通信などの交流基盤のさらなる機能強化が必要である。

(イ) 21世紀型広域都市圏の形成と拠点づくり

豊かな県民生活を実現するためには、働きやすく、住みやすく、利便性の高い新時代の都市圏づくりを進める必要がある。県土利用に当たっては、市町村合併の進展を踏まえながら、県内各地にバランスよく保健・医療・福祉・文化・教育・産業などの拠点をづくり、それらを道路や情報インフラで結び、市町村を越えた広域的な相互補完により地域全体として都市機能や居住環境の快適性を高めるネットワーク型の広域都市圏づくりを進める必要がある。

(ウ) 産業拠点の計画的な整備

本県の持続的な成長を図るためには、自動車・半導体関連産業をはじめ、バイオ、ナノテクなど国際競争力のある先端成長産業の育成、拠点化が求められる。そのためには、モノづくり拠点の整備だけでなく物流・情報などの産業インフラを一体的に整備する必要があり、県土利用に当たっては、工業用地・用水を確保するとともに、アクセス道路や物流・情報などの産業基盤の整備、人材育成など総体的な取組を通じて、産業拠点の計画的な整備・配置を進める必要がある。

(エ) 街なか再生と集約型都市構造への転換

本県では、モータリゼーションの進展などを背景に、住宅、商業、公共公益施設などの郊外立地が進み、都市機能の拡散現象が進行したことに伴い、中心

市街地の空洞化が進むなど、都市の魅力が失われつつある。今後、少子高齢化の進展や環境問題の深刻化、自治体の投資余力の低下が予想される中、持続可能な都市形成を図るためには、街なか再生に取り組み、商業施設や公共施設などの大規模集客施設を街なか集積させて集約型都市構造への転換を図る必要がある。

(オ) 中山間地域等の活力向上

中山間地域や離島では、人口減少や高齢化の進展、若年層の流出などにより、地域の活力低下が顕在化している。また、農林水産業などの担い手不足や地域交通、医療・福祉などの社会的サービスの低下等も懸念されている。このため、農林水産業をはじめ、地域特性を踏まえた産業基盤の整備を進めるとともに、高速大容量の情報通信網（ブロードバンド）や生活道路などの生活環境基盤の整備を進めることにより、定住環境の整備を図る必要がある。

(カ) 都市と農山漁村との交流・連携促進に対応する県土整備

余暇時間の増大や生活水準の向上などにより、県民の価値観や生活様式の多様化が進み、都市住民のグリーンツーリズムや田舎暮らし、森づくり活動への参加などが進展しつつある。今後、地域の特性を踏まえた都市と農山漁村との交流・連携を促進する県土利用を進める必要がある。

(キ) 心の豊かさや景観配慮を求める県民ニーズへの対応

良好なまちなみ景観の形成や里里山の保全・再生、自然とのふれあい、心の豊かさなどに対する県民の意識が高まっている。県土利用に当たっては、安全面や環境面も含め、自然と調和した美しくゆとりがあり、地域の魅力を高める県土づくりを進める必要がある。

(ク) 環境問題への対応

地球温暖化の進行や地球規模での生態系の危機、都市部におけるヒートアイランド現象、あるいはダイオキシン類など有害物質による環境汚染等、環境問題に対する関心が高まっている。また、東アジアの経済成長に伴う資源制約の高まりや消費資源の安定的確保に係る懸念などに適切に対処することが必要である。県土利用に当たっては、太陽光、バイオマスなどの新エネルギーの普及促進や環境負荷の少ない都市構造の構築、自然の保全・再生等を図ることにより、循環と共生を重視した土地利用を進める必要がある。

(ケ) 安全・安心な県土の形成

近年、住民の安全を脅かす風水害や地震など様々な災害が発生している。また、耕作放棄地や荒廃した森林の増加により国土保全機能の低下が懸念されている。さらに、交通安全や防犯対策の充実など、安全・安心な社会の実現に対する県民の要請が高まっている。県土利用に当たっては、総合的な治水対策や防災拠点の整備を推進するほか、農用地や森林の整備・保全を通じて国土保全機能の向上を図るとともに、安全に通行できる道路の整備や都市部におけるオープンスペースの確保など、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを進める必要がある。

(コ) 地域づくりへの多様な主体の参画促進

近年、NPOやまちづくり団体、地域住民などの多様な主体が参画した地域づくりの動きがみられる。一方、農山漁村や郊外住宅団地をはじめ、高齢化や核家族化などによる地域コミュニティの弱体化が顕著となっている。地域づくりへの住民の主体的な取組やコミュニティの維持・強化の観点からも、多様な主体が参画し地域資源を最大限に活用する適切な県土利用を進める必要がある。

イ 県土が持つポテンシャル

(ア) 東アジアとの近接性

本県は東アジアと地理的に近く、古くから交流が盛んに行われ、交流のフロンティアとしての役割を担っている。

現在でも、アジア太平洋こども会議やシリコンシーベルトサミット福岡の開催など、様々な分野における国際的なイベントが行われるとともに、中国、韓国など東アジアを中心に海外との経済交流をはじめ、人材交流、文化交流等が着実に進展している。最近では、タイ、インド、バトナムなど、交流範囲も拡大している。

また、平成17年に開館した九州国立博物館は、アジアにおける文化交流拠点としてさらなる発展が期待されている。

このように、本県は、急速な経済発展を遂げているアジア地域とともに発展する交流拠点としてのポテンシャルを有している。

(イ) 競争力の高い産業集積と技術力の集積

本県には、早くから鉄鋼や化学といった素材型産業が立地しているが、近年は自動車産業の生産拠点として、関連産業の集積が進んでいる。また、電子部品・デバイス産業の集積や環境・エネルギー分野、モノづくりに関する多様な産業・技術の集積と人材の育成機能が充実している。システムLSI、ロボッ

ト、パイオ、ナノテク、水素エネルギーなどの先端成長産業の育成や研究開発拠点の形成を図る取組も進められている。

さらに、本県は、わが国でも有数の大学・高等専門学校の集積地であるとともに、良質な労働力の存在もあり、企業立地に優位なポテンシャルを有している。

(ウ) 都市と農山漁村の近接性

本県は、福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市、大牟田市、行橋市など地域の拠点を有する都市がバランスよく配置され、道路や鉄道など交通網が発達していることから、県内各地から拠点的な都市へ概ね1時間以内で移動することができるとができる。

都市と自然、都市と農山漁村が近接し、豊かな生活環境に恵まれた点が、本県のポテンシャルである。都市住民は、農山漁村の美しい景観、ゆとりある生活空間、伝統文化、新鮮な農林水産物などを享受することができ、農山漁村においても、雇用の場の確保や医療、教育、文化などの都市機能を活用する等、都市と農山漁村が近接するメリットを活かした地域づくりが進められている。

(エ) 交通網の発達

本県では、九州縦貫自動車道や九州横断自動車道などの高速道路、新幹線、福岡空港や北九州空港といった高速交通基盤が整備されるとともに、国際コンテナ貨物の増大や国際航路の就航に対応した港湾整備が進められ、広域的な交通網が発達している。

また、平成22年度末に九州新幹線鹿児島ルートの新線開業が予定され、東九州自動車道及び有明海沿岸道路の整備が進められている。さらに、博多港、北九州港、三池港及び苅田港の機能拡充が進められ、福岡空港及び北九州空港についても機能拡充が図られている。

これらの交通網の整備により、県内外への移動時間がさらに短縮されるだけでなく、圏域を越えた交流の活発化が図られるとともに、国内外の主要都市とのネットワークの一層の拡充が期待される。

(3) 県土利用の基本方向

本県における県土の利用は、本県の継続的な経済的・文化的発展と豊かな県民生活の実現に資するものでなければならない。そのためには、今後の地方分権の進捗状況を十分に踏まえながら、県土が持つポテンシャルを最大限に活用することにより、グローバル化の進展に伴う国際的な地域間競争に対応するとともに、県土利用

の質的向上を進めていくことが必要である。

グローバル化の進展に伴う国際的な地域間競争に対応するためには、自動車産業をはじめシステムLSI、バイオなど先端成長産業の更なる集積を図り、アジアにおける産業集積拠点を目指す必要がある。また、アジアとの多様な交流・連携関係を一層深めていくことにより、深刻化する都市・環境問題の知的戦略拠点、知的拠点として展開する学術集積拠点、国際分業を支える戦略的物流結節拠点、人的交流・情報交流拠点、文化・生活創造発信拠点として「アジア交流広域都市圏」の構築を目指していくことが求められている。

一方、県土利用の質的向上に関しては、良好な景観に配慮した美しくゆとりのある県土利用、安全で安心できる県土利用、循環と共生を重視した県土利用を基本とする。また、県内各地にバランスよく保健・医療・福祉・文化・教育・産業などの拠点を配置し、それらを道路や情報インフラなどのネットワークで結び、人的交流や地域間の連携を図るとともに、都市と農山漁村が相互に補完し合い、全体が一体的に発展する県土ふくおかを創造する。さらに、NPOやまちづくり団体、地域住民などの多様な主体による地域づくり等の取組を積極的に支援するとともに、これらの団体との協働を図る。

都市部では、中心市街地における大規模集客施設の立地誘導や街なか居住などを促進し、都市機能の集積を図りつつ、既成市街地においては、再開発や低未利用地の活用などにより土地利用の高度化を進める。

都市整備に当たっては、地域防災拠点の整備やオープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化などにより、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造を形成する。また、住居系、商業系、業務系などの多様な機能をバランスよく配置し、健全な水循環系の構築や緑地・水面などの効率的な配置により、環境負荷が少くない集約型の都市構造を形成する。また、美しく良好なまちなみ景観の形成を図る。

人口増加や産業集積などにより、新たな土地需要が見込まれる地域については、景観や環境保全、地域農業に及ぼす影響に十分に配慮し、既存の低未利用地を活用するほか、計画的かつ適切な土地利用を推進する。

農山漁村部では、豊かで美しい自然環境の維持・保全、里地里山の保全・再生、良好な景観の形成に取り組みつつ、良好な生活環境を整備するとともに、道路などのネットワーク化を進めることにより、都市部との交流を促進する。

農業や森林の持つ国土保全機能など多面的機能を最大限に発揮させるため、優良

農用地や森林を確保し、その整備と保全、利用の高度化を図るとともに、多様な主体の参画などにより国土資源の適切な管理を図る。

拡大する耕作放棄地については、農業的な土地利用を積極的に進めるとし、農業的土地利用が困難なものについては、地域の特性に応じた非農業的な土地利用を検討するなど、その有効利用を促進する。荒廃した森林については、森林環境税を活用し、森林再生のための施策を積極的に展開する。

産業用地や一般廃棄物処理施設の立地に当たっては、自然環境や生活環境、地域農業に及ぼす影響に十分に配慮し、土地利用計画に位置付けるなど総合的かつ適正な調整の下で、計画的な整備を図る。また、産業廃棄物処理施設の立地に当たっては、地域住民の意見などを十分に踏まえ、適正な土地利用に努める。

自然公園地域など自然環境を保全すべき地域については、生物の多様性の確保や生態系の維持、優れた風景の保護、自然とのふれあいの増進などに配慮しつつ、適正な維持・管理を図る。また、自然環境が劣化している場合は、再生に努める。

(4) 利用区分別の県土利用の基本方向

ア 農用地

農用地については、農業生産にとって最も基礎的な資源であることを踏まえ、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、県内の食料自給率の向上と農業生産力の維持強化に向け、必要な優良農用地の確保と整備を図る。なお、食料の安定供給を見据え、農用地や農業用水の確保と併せて、担い手の確保に努める。

農用地の整備に当たっては、意欲ある担い手への利用集積を促進するなど農業の集約・効率化を推進する。また、農用地は、農業生産活動が行われることから、国土保全機能や良好な景観形成などの多面的機能を有することから、これらの機能が十分に発揮されるよう適切な維持・管理を図るとともに、減農薬、減化学肥料栽培に取り組みなど環境に配慮した農業生産を推進する。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成の観点から、緑地やオープンスペースとしての機能に留意しつつ、その有効利用を図る。また、市街地周辺部や中山間地域の農用地については、優良農用地としての整備を図るほか、他の土地利用との調整を踏まえ、地域の特性を活かした有効利用についても検討する。

イ 森林、原野

森林については、森林の持つ水源かん養機能、地球温暖化防止機能などの多面的機能や木材等生産機能が継続的に発揮されるよう、積極的に整備と保全を図る。

森林の整備に当たっては、人工林の適正管理などを推進するとともに、長伐期

林や複層林などの多様な森林の造成を図る。

都市近郊の森林については、良好な生活環境を確保するため、保健休養やレクリエーションの場としての整備を図るほか、緑地として保全する。また、農山漁村部の森林については、地域の特性を活かした利用について検討するほか、間伐などの森林整備事業を積極的に展開し、その維持・管理に努める。さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林など自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。なお、荒廃した森林については、森林環境税を活用し、その再生に努める。

原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

ウ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川はん濫地域における安全性の確保、多様な水需要に対するより安定した水供給のための水資源開発、農業用排水路の整備などに要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新などを通じて、既存用地の持続的な利用を図る。これらの整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築などを通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、生物の多様な生息・生育環境や、自然の水質浄化作用、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペースなど多様な機能の維持・向上を図る。

水面については、治水・利水及び環境の保全において総合的に河川管理が確保されるようにダム開発事業を実施するとともに、ため池の計画的な改修を推進する。

河川については、総合的な治水事業を推進するとともに、やすらぎとゆうおいのある水辺空間の形成を図る。

水路については、地域の特性に応じた整備を図る。

エ 道路

道路は、日常生活や産業、経済活動を支える最も基本的な社会資本であるため、投資効率を考慮しつつ、環境の保全にも十分配慮し、道路整備の推進を図る。

一般道路については、県内各地域間のネットワーク形成や産業育成に向けた広域幹線道路網の整備及び地域に必要な生活道路の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。一般道路の整備に当たっては、道路の安全性や快適性の向上、防災機能の向上などに留意するとともに、環境の保全に十分配慮し、良好な沿道環境の形成に努める。

農道及び林道については、自然環境の保全に十分配慮しつつ、農林業の生産性向上や農用地及び森林の適正な管理のため、必要な用地の確保を図るとともに、適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

オ 宅地

(ア) 住宅地

住宅地については、少子高齢化の進行や少人数世帯の増加、生活様式や居住ニーズの多様化を受け、豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能などに優れた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、良好な居住環境が形成されるよう必要な用地の確保を図る。

特に、中心市街地においては、安全性とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、街なか居住を促進する。また、郊外部の住宅団地については、既存ストックの機能向上や住み替えを円滑にする住宅市場の環境整備を図ることにより、再生を図る。

(イ) 工業用地

工業用地については、企業立地的確に対応できるよう、必要な用地の確保を図る。新たな工業用地の整備に当たっては、周辺地域の景観や環境保全、地域農業に及ぼす影響に十分配慮し、低未利用地を活用するほか、土地利用計画に位置づけるなど総合的かつ適正な調整の下で計画的に行う。

(ウ) その他の宅地

その他の宅地については、県内各地域の拠点都市における都市福利施設の整備や商業の活性化、良好な環境の形成などに配慮し、事務所、店舗用地などについて必要な用地の確保を図る。また、産業振興や雇用の拡大の観点から、自動車産業をはじめとした研究開発施設について必要な用地の確保を図る。

特に、中心市街地における空き店舗の増加、低未利用地の発生などの問題に対応するため、街なか再生に向けた施策を展開するとともに、大規模集客施設の適正な立地誘導を図る。

カ その他

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から、施設の特性に応じて空き屋・空き店舗の再生利用や街なか立地誘導を図る。

耕作放棄地については、放牧地などとしての利用や流動化を促進して農用地としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の特性に応じて施設用地、森林など農用地以外への転換による有効利用を図る。

閉校跡地については、地域の活性化に向けて、周辺地域の環境に配慮し、地域の特性に応じた有効利用を図る。

廃棄物処理施設については、自然環境及び生活環境の保全に配慮し、必要な地の確保を図る。

沿岸域については、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適切な利用に配慮する。また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全や漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策を図るとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図る。

キ 市街地

市街地については、環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成に向け、集約型の都市構造への転換を図る。特に中心市街地については、商業をはじめとして、居住空間、保健・医療・福祉・文化・芸術など多様な機能が適切に集積し、魅力的な都市生活が営める街なか再生を推進する。そのために、都市構造に影響する大規模集客施設の立地を誘導すべき地域と抑制すべき地域を明確にする。

第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

計画の目標年次は平成29年とし、基準年次は平成16年とする。

県土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目別区分及び市街地とする。

県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口などを前提とし、用地原単位などを考え合わせて利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。

県土の利用の基本構想に基づく目標年次の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

なお、次表の数値については、今後の経済社会の不確定さなどを考慮し、弾力的に理解されるべき性格のものである。

県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

	県 計					29/16
	平成16年	平成29年	増減面積	構成比		
				16年	29年	
農用地	90,910	82,810	△ 8,100	18.3	16.6	91.1
農地	90,600	82,500	△ 8,100	18.2	16.6	91.1
採草放牧地	310	310	0	0.1	0.1	100.0
森林	222,570	222,570	0	44.7	44.7	100.0
原野	190	190	0	0.0	0.0	100.0
水面・河川・水路	20,900	21,560	660	4.2	4.3	103.2
水面	3,520	3,940	420	0.7	0.8	111.9
河川	12,510	12,660	150	2.5	2.5	101.2
水路	4,870	4,960	90	1.0	1.0	101.8
道路	29,580	33,690	4,110	5.9	6.8	113.9
一般道路	26,040	30,000	3,960	5.2	6.0	115.2
農道	1,860	1,790	△ 70	0.4	0.4	96.2
林道	1,680	1,900	220	0.3	0.4	113.1
宅地	71,340	77,360	6,020	14.3	15.5	108.4
住宅地	43,020	45,320	2,300	8.6	9.1	105.3
工業用地	5,750	6,420	670	1.2	1.3	111.7
その他の宅地	22,570	25,620	3,050	4.5	5.1	113.5
その他	62,000	60,160	△ 1,840	12.5	12.1	97.0
合計	497,490	498,340	850	100.0	100.0	100.2
市街地	55,970	56,810	840	11.3	11.4	101.5

単位:ha、%

注(1) 地目区分は、福岡県調べによる。

(2) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。平成16年の市街地の面積は、平成17年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(3) 合計（県土面積）の増加は、港湾計画などで位置付けられているもののうち、平成19年3月31日現在、公有水面埋立免許取得済みのものを計上しており、これ以外にも新規埋立はありうる。

(1) 農用地

食料の安定供給、国土の保全、自然環境の保全など農業の持つ多面的機能を維持する見地から、優良農用地の確保に努めるものとするが、道路の整備や企業の進出などに伴う宅地等への転換により減少し、8万2,810ha程度となる。

(2) 森林

一部宅地などへの転換があるものの、森林の持つ多面的機能を維持する見地から適切な管理を図り、耕作放棄地などの森林への転換や植林の促進等により、現状の面積22万2,570haを維持する。

(3) 水面・河川・水路

多様な水需要に対するより安定した水供給のための新規水面用地の確保や河川、水路の整備などにより増加し、2万1,560ha程度となる。

(4) 道路

基幹道路である東九州自動車道や広域幹線道路網の整備、中山間地域振興をはじめとした地域に必要な生活道路の整備などにより増加し、3万3,690ha程度となる。

(5) 宅地

住宅地については、世帯の増加や良質な住宅ストックの形成などを図ることによりなお増加し、4万5,320ha程度となる。

工業用地については、自動車産業などの集積により増加し、6,420ha程度となる。

その他の宅地については、「アジア交流広域都市圏」の構築に向け事務所・物流施設などが集積することにより増加し、2万5,620ha程度となる。

(6) その他

公用・公共施設の整備などによる増加と、耕作放棄地や低未利用地などの他用途への転換や有効利用等による減少により、6万160ha程度となる。

(7) 市街地

街なか居住の促進や都市機能の高度化などにより増加し、5万6,810ha程度となる。

2 地域別の概要

地域別の利用区分ごとの規模の目標については、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の特性を活かした地域間の均衡と調和のある発展を図る見地から定めるものとする。今後、規模の目標を達成するため、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう適切に対処する必要がある。

地域区分は、福岡地域、筑後地域、筑豊地域、北九州地域の4区分とする。

(1) 福岡地域

この地域は、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、朝倉市、筑紫郡（那珂川町）、糟屋郡（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）、朝倉郡（筑前町、東峰村）、糸島郡（二丈町、志摩町）の10市11町1村で構成され、面積は15万3,500ha（県土の30.9%）である。

平成29年における利用区分ごとの規模の目標は、農用地が2万530ha程度、森

林・原野が6万8,980ha程度、水面・河川・水路が4,990ha程度、道路が1万1,760ha程度、宅地が2万8,570ha程度、その他が1万8,860ha程度、市街地が2万4,820ha程度となる。

(2) 筑後地域

この地域は、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、三井郡（大刀洗町）、三潞郡（大木町）、八女郡（黒木町、立花町、広川町、矢部村、星野村）の9市5町2村で構成され、面積は12万9,360ha（県土の26.0%）である。

平成29年における利用区分ごとの規模の目標は、農用地が3万4,740ha程度、森林・原野が4万6,820ha程度、水面・河川・水路が7,620ha程度、道路が8,530ha程度、宅地が1万6,300ha程度、その他が1万5,350ha程度、市街地が8,270ha程度となる。

(3) 筑豊地域

この地域は、直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡（小竹町、鞍手町）、嘉穂郡（桂川町）、田川郡（香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町）の5市9町1村で構成され、面積は9万8,420ha（県土の19.8%）である。

平成29年における利用区分ごとの規模の目標は、農用地が1万2,550ha程度、森林・原野が5万2,960ha程度、水面・河川・水路が4,510ha程度、道路が5,540ha程度、宅地が1万2,400ha程度、その他が1万2,650ha程度、市街地が3,170ha程度となる。

(4) 北九州地域

この地域は、北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡（芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）、京都郡（苅田町、みやこ町）、築上郡（吉富町、上毛町、築上町）の4市9町で構成され、面積は11万6,210ha（県土の23.4%）である。

平成29年における利用区分ごとの規模の目標は、農用地が1万4,990ha程度、森林・原野が5万4,000ha程度、水面・河川・水路が4,440ha程度、道路が7,860ha程度、宅地が2万2,250ha程度、その他が1万3,300ha程度、市街地が2万550ha程度となる。

第3 第1及び第2に掲げる事項を達成するために

必要な措置の概要

1 公共の福祉の優先

- 県土の利用については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用を図られるように努める。このため、各種の規制措置、誘導措置などを通じた総合的な対策の実施を図る。

2 土地関連法令の適切な運用

- 土地基本法、国土利用計画法及びこれらに関連する土地利用関係法令などの適切な運用と、これに基づく土地利用計画の充実や諸制度間の総合的な調整の強化により、計画的かつ適正な土地利用の確保を図る。
- 地価動向の確な把握、土地取引の規制に関する措置及び注視区域や監視区域程度の適用など国土利用計画法等の適正な運用により、適正な地価の形成に努める。

3 土地利用計画等の整備・充実

- 市町村計画の整備・充実を図るため、未策定の市町村や目標年次到来に伴い改定が必要な市町村に対し、計画策定を働きかけるとともに、土地利用に関する情報の共有を進める。同時に、無秩序な開発を防止するために、土地利用基本計画や都市計画などの土地利用計画の適正な運用により、適切かつ合理的な土地利用を推進する。
- 土地利用基本計画の適正な管理を行うことにより、都市計画、農業振興地域整備計画などの土地利用計画に対する先行性、上位性を確保し、総合調整機能の強化を図る。

4 地域整備施策の推進

(1) アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策

- 九州国立博物館をアジアとの文化交流拠点として発展させるため、文化財の収集・展示・調査研究などを行うとともに、関係団体との連携を図る。
- 学術研究機能、都市機能及び産業機能の高度化と拠点性の向上を図り、各種プロジェクトごとの相互ネットワーク化を進める九州北部学術研究都市整備構想（アジアス九州）を推進する。

- 県内に集積する高い環境技術を有する企業や研究機関、研修機関を活用して、アジアにおいて環境対策に従事する人材を受け入れるなど国際的な環境人材の育成を図るとともに、環境技術の情報発信や技術協力による国際貢献を進める。
- 留学生の支援を進めるとともに、アジアを中心とした地域と学術・スポーツなど目的に応じた交流を推進する。
- アジア・ユース・カルチャ・センターを通じて、アジアを中心とした地域との若者文化交流を拡充する。

(2) 先端成長産業の拠点形成に向けた施策

- 生産台数 150 万台、地元調達率 70%、アジアの最先端拠点、次世代のクルマ開発拠点といった北部九州自動車 150 万台生産拠点推進構想を推進する。
- L S I 開発に関する大学などの頭脳資源や半導体関連産業の集積等を最大限に活用し、アジア地域の核となる先端システム L S I 開発拠点を構築する。
- バイオベンチャー企業・研究機関などバイオ産業が集積した「バイオクラスターの形成」を目指す。
- ロボット産業の振興により地域経済の活性化を図るため、産学官連携による「ロボット産業振興会議」を中核として、ロボット製品化のための研究開発支援、次世代ロボットの普及促進を進め、新たなロボット産業の創出を図る。
- 産業の共通基盤であるナノテクを利用した産業振興を図るため、産学官で構成する「福岡ナノテク推進会議」を中核として、材料開発、加工技術の高度化、計測支援などの分野で交流連携、研究開発を推進する。
- 「福岡水素エネルギー戦略会議」を中核に、研究開発、社会実証、人材育成をはじめ水素エネルギーの開発・普及を総合的に展開し、水素エネルギーの拠点を形成する。
- 「福岡コンテンツ産業拠点推進会議」を中核に、人材の育成・確保やビジネス機会の拡大などを図ることにより、コンテンツ関連企業の更なる集積を進め、コンテンツ産業の拠点化を目指す。
- 地域の特性やニーズに応じた多種多様な取組を活発化させる構造改革特区制度を活用し、地域経済の活性化を図る。

(3) 交通・情報通信体系の整備に向けた施策

- アジアを中心とした諸地域との人的交流や物流の拡大に向け、空港や港湾の機能充実を図るとともに、関連するアクセス道路の整備を促進する。
- 九州の大動脈として地域間交流圏を著しく拡大させ、沿線地域の産業、経済の活性化に大きく寄与し、九州の一体的浮揚・発展を図るため九州新幹線の整備を促進する。

- 高速交通ネットワークを形成する高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を促進する。
- 県内各地域間を結ぶ広域幹線道路網の整備や中山間地域振興をはじめとした地域に必要な生活道路の整備を進める。
- 地域の産業や人的交流の活発化に貢献する地域活性化インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を推進するとともに、関連するアクセス道路などの整備を推進する。
- 情報インフラを活用し多様な雇用機会を創出するとともに、特産品の販売促進などを可能とするため、中山間地域や離島のブロードバンド環境の整備を図る。
- ふくおかiDC（インターネッセンター）など、高度な情報通信基盤の活用を促進する。

(4) 地域及び地域産業の振興に向けた施策

- 地域が持つ産業・観光・文化資源や可能性を発掘し、広くネットワークを形成することによって地域全体としてのポテンシャルを高める総合的な地域振興を図る。
- 中山間地域の気候を活かした棚田米などの特色ある農産物や加工品づくり、NPOやまちづくり団体、地域住民などの多様な主体による地域ぐるみのグリーンツーリズムを促進する等、地域の特性にあった農業の振興を図る。
- 農林業の体験や自然とのふれあいの場の提供など、恵まれた自然環境や地域資源を活用し、都市との交流・連携を促進する。
- 新品種の開発やブランド化、高収益園芸産地の育成など、後継者が展望を持てる収益性の高い農業の振興を図り、意欲的で産地をリードする担い手の支援体制を整備する。
- 良質な農林水産物の販売、生産者と消費者との交流、地域の活性化を推進するため、直売所の整備など、多様な販路の確保に努めるとともに、地産地消の取組を推進する。
- 優れた県産農産物の販売拡大のため、アジア地域などを中心に輸出先及び輸出品目の拡大を図る。
- 森林施業の共同化・集約化や高性能林業機械の導入などを促進し、森林の持つ木材生産機能が持続的に発揮されるように努める。
- 新規林業就業者及び意欲的林業経営者の育成・確保に努めるとともに、中間流通を省いた産直住宅や安定供給体制の整備に取り組み、県産材の需要拡大を推進する。
- 九州歴史資料館を核に県内市町村及び関連施設との連携を図り、文化財保護活動の充実と文化資源の保存・継承を図り、県民への情報提供や県民が文化財に親

しむ環境づくりを進める。

- 郷土の歴史及び文化に触れることのできる史跡の活用を促すとともに、近代化遺産、伝統的建造物群保存地区、文化的景観などの保存・活用を推進する。
- 新たな観光資源の開発や地域の魅力を高める観光地づくりを進める。

5 県土の保全と安全性の確保

(1) 安全・安心な県土づくりに向けた施策

- 災害の危険性が高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度などを活用して安全な土地利用を誘導するとともに、地震に強い都市構造の形成に努める。
- 突発的な集中豪雨や台風などによる浸水被害の軽減や再発防止のため、河川改修事業や雨水流出抑制対策などに加え、河川情報基盤の整備などソフト対策を含めた総合的な治水対策を推進する。
- 土石流、がけ崩れなどの土砂災害を未然に防止するため、砂防設備の整備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の設置などを計画的に推進する。また、土砂災害警戒区域などの指定や警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。
- 高潮をはじめとする自然災害や海岸侵食から県民の生命、財産を守り、県土を保全するため、堤防、護岸などの整備を推進する。
- 道路・橋梁の豪雨や地震などに対する安全性の点検などを実施し、緊急度に応じた、危険箇所や橋梁の震災対策工事、緊急輸送路確保のための道路整備などを計画的に推進する。
- 建設中のダムについては、自然環境の保全に配慮しつつ、計画的に進めるとともに、水供給の安定化を図るため、広域的な水利用を促進する。また、水源地域の生活環境、産業基盤などの整備や、水質を保全する水源地域対策を図る。
- 水源のかん養、国土の保全、環境の保全など森林が持つ多面的機能を維持・増進させるため、地域森林計画に基づく森林の整備、保安林の指定、山地災害の防止、森林病害虫などの防除や野生鳥獣による被害の防止など森林の適正な管理を図る。
- 水源のかん養のため、水源地域などの森林を「水源の森」として整備する。
- 森林環境税を活用し、県民共有の財産である森林を社会全体で守り育て、健全な状態で次世代へ引き継ぐため、荒廃した森林の再生を図る間伐などの森林整備を積極的に実施するとともに、県民参加の森林づくりを推進する。
- 間伐団地の設定と路網整備などによる効率的な間伐を実施するとともに、長伐期林や複層林など多様な森林の造成を図る。また、間伐材の有効利用を推進する。
- 森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、人工林内に繁茂した侵入

竹の解消を図る。

(2) 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策

- 安全で安心な県民生活を実現するため、福岡県安全・安心まちづくり条例に基づき、市町村、県民及び事業者と連携・協力し、犯罪の防止に配慮した道路、住宅などの普及等総合的な対策を実施する。
- 安全で安心な県産農産物を提供するため、減農薬、減化学肥料栽培を推進するほか、GAP（農業生産工程管理）の導入促進や各種安全に関する制度の周知、食品表示の適正化などを推進する。
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による「福岡県耐震改修促進計画」に基づき、計画的に住宅・建築物の耐震診断・改修を促進するなど、災害に強い居住環境を形成する。
- 老朽化した木造住宅が密集して災害危険度が高い地域、道路・緑地などの基盤が未整備である地域においては、住宅市街地総合整備事業や住宅地区改良事業などを活用し、良好な居住環境を形成する。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）や福岡県福祉のまちづくり条例の運用により、高齢者、障害者などをはじめとする全ての県民が安全かつ快適に生活できるまちづくりを促進する。
- 高齢者向け優良賃貸住宅の供給など、保健・医療・福祉サービスと連携した多様な住宅供給を促進する。また、公共賃貸住宅については、高齢者などが安心して住み続けられるよう、居住環境に配慮した住宅整備を促進する。さらに、既存住宅のバリアフリー化を促進する。
- 市街地における交通量の多い幹線道路の階切の立体交差化を進める。
- パーク・アンド・ライドを推進するため、中心市街地及び駅などの交通結節点において、駐車場の計画的な整備を促進する。
- 安全で快適な道路交通環境を確保するため、事故危険箇所の改善や、誰もが安心して通行できる幅員及びバリアフリー歩行空間の整備を促進する。
- 地域における医療機関の相互連携や機能分担を推進するとともに、へき地における医療サービスの充実を図り、県民誰もが、どこでも、安全で安心できる質の高い医療が受けられる体制を構築する。
- 必要な介護サービスを安心して受けることができるように、介護施設の計画的な整備を図る。
- 子どもを安心して生み育てることができる地域社会の形成を図るため、地域子育て支援拠点や保育所などの子育て支援施設の整備を促進する。

6 環境の保全と美しい県土の形成

(1) 循環と共生の社会の実現に向けた施策

- 廃棄物などの発生抑制、再利用、再生利用の推進を図るとともに、これらを支えるリサイクル技術と社会システムの開発、資源を有効活用したリサイクル産業の振興など総合的な施策を講じる。
- 産業廃棄物処理施設については、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の適正な運用により、その確保に努める。なお、施設の立地に当たっては、自然環境及び生活環境の保全に配慮する。
- 一般廃棄物処理施設については、リサイクルセンターや熱回収施設（焼却施設）などの効率的かつ計画的な整備を促進する。なお、施設の立地に当たっては、自然環境及び生活環境の保全に配慮する。
- 市町村などにおける広域的なゴミ処理のネットワークの構築を促進することにより、一般廃棄物の適正で効率的な処理を推進する。また、市町村の広域的に一般廃棄物処理システム、ダイオキシン類対策及びゴミのサーマルリサイクル（熱回収）として有効なRDF発電を引き続き推進する。
- 不法投棄など不適正処理の防止のため、排出事業者・処理業者への指導、取締りの強化、処理実態の確かな把握とそれを踏まえた効果的な監視指導を実施する。また、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理計画に沿った処理の促進、公共関係事業の推進などを行い、産業廃棄物の適正な処理を推進する。
- リフォームが容易で、省エネルギー性能の向上や自然エネルギーの活用、リサイクル材の活用など、環境に配慮した住宅の普及促進に努める。また、地域産材などを活用した木造住宅の普及を促進する。
- 地域間の水供給能力の格差解消を図るため、地域間、水道事業者相互の水融通、水利用の広域化を可能とする水のネットワークの構築を進める。
- 良質たい肥の生産施設や散布機械の整備などの取組を支援するとともに、耕畜連携による循環型農業の確立を図る。
- 地球温暖化を防止するため、風力、太陽光をはじめとする自然エネルギーの活用促進を図り、下水汚泥や木質資源などに由来するバイオマスエネルギーを積極的に活用するなど、新エネルギー利用の普及を促進することをはじめ、「福岡県地球温暖化対策推進計画」に基づき、県民・事業者・行政が一体となり、省エネ、省資源に向けた取組を進める。
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）などの適切な運用により、生物多様性の確保や生態系の維持に努める。また、鳥獣害対策については、鳥獣保護法及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、被害防除、生息環境管理など総合的な対策を実施する。
- 地域の特色ある自然環境の保全を図るため、生物多様性の重要性や希少野生生

物の保護についての情報提供や意識啓発を図るとともに、地域の生態系などに影響を及ぼしている外来生物に対する取組を進める。

- 生活環境の改善、河川・海域などの水質保全を図るため、下水道や浄化槽など污水处理施設の整備を進める。
- 閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水、工場・事業場の排水による汚濁負荷及び農地などからの面源負荷の低減対策や、緑地の保全その他自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努める。
- 土壌汚染による健康リスクを低減するため、土壌汚染対策法を踏まえ、土地所有者などに対して、土壌の汚染状況の調査や汚染土壌の除去などを指導する。

(2) 美しくゆとりある県土形成に向けた施策

- 福岡県美しいまちづくり基本方針に従い、NPOやまちづくり団体、県民などとのパートナーシップによる美しいまちづくりを推進する。また、景観法に基づく景観計画の策定などを通じ、広域的な景観づくりを推進する。
- 道路交通の安全性、快適性を確保し良好な道路交通環境の保全のため、歩道などへの植栽や、適切な維持管理による道路緑化環境を整備する。また、電線共同溝などの整備を図る。
- 優れた自然の風景地及び自然環境を保全することが特に必要な区域を自然公園や自然環境保全地域などに合わせて指定するとともに、適正な維持・管理を行う。
- 市街地における貴重な緑地としての中核施設である都市公園や、優れた自然の風景地であり屋外レクリエーションの場となっている自然公園の整備を推進する。
- 県民の森をはじめとして、自然とふれあえる森林空間を整備する。
- 県民参加の森づくり、里山づくり、河川美化など自然豊かな「緑あふれるふくおか」づくりを推進する。
- 周辺地域の自然環境や景観との調和を図りつつ、県民にやさらぎとうるおいを与える河川及び港湾の水辺空間の整備を促進する。
- 自然環境との調和を図るため、環境に配慮した海岸の整備を推進し、快適でうるおいのある海岸空間の充実を図る。
- 良好な市街地環境の形成のため、建築基準法、景観法などに基づく建築協定、緑地協定、景観計画等の積極的な活用を促進する。
- 市街化区域内農地について、緑地確保の必要がある場合には、生産緑地制度を活用し保全を図る。
- 生活道路などが未整備である住宅地や良好な景観を有していない住宅地など、住環境の整備改善を必要とする住宅地においては、街なみ環境整備事業など各種住環境整備事業を活用し、住民の発意と創意を尊重したうるおいのある居住環境

づくりを促進する。

- 生態系保全や景観形成などの農業が有する多面的機能の維持増進を図るため、水路、農道、ため池などの農業用施設の環境に配慮した整備・保全を促進する。
- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護などを推進する。
- 良好な環境を確保するため、開発に当たっては、自然環境への配慮や自然に親しむための工夫を施すとともに、特に、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業については、実施段階において環境影響評価を推進する。

7 土地利用転換の適正化

- 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化によっては、速やかに計画の見直しなどの適切な措置を講ずる。さらに、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることを考慮し、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とする。
- 農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境などに及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。
- 森林の利用転換を行う場合には、国土の保全、自然環境の保全などの多面的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。
- 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全などに配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。また、地域住民の意向など地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画などとの整合を図る。

8 土地の有効利用の促進

(1) 都市部の整備に関する施策

- 都市計画法に基づく開発許可制度の適正な運用により、良好な宅地を整備するとともに、市街地の無秩序な拡散を防止する。
- 都市構造に影響のある大規模集客施設は、「福岡県大規模集客施設の立地ビジョン」における「広域拠点」及び「拠点」に誘導し、それ以外での立地を原則として抑制していく方針の下、関係する市町村と連携しながら集約型の都市構造への転換を図る。
- 安全で快適な居住環境の創出、健全な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業を促進する。
- 細分化された宅地の統合や公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を一体的・総合的に行うため、市街地再開発事業を促進する。
- 中心市街地における集客力向上のため、商店街の空き店舗活用事業、共同施設の整備など、まちづくりと一体となった商店街の活性化に向けた取組を支援する。
- 子育て支援施設、福祉施設、店舗などの賑わい施設を併設した住宅など優良な街なか住宅の供給促進や、街なかにある空き家の有効活用並びに公共施設の街なかへの立地誘導とユニバーサルデザイン化を図ることにより、街なか居住を促進する。
- 良質な住宅ストックの形成のため、住宅市場における住宅の質に関する情報提供などを促進する。
- 街なか居住の促進や郊外住宅団地の再生などを図るため、「あんしん住替え情報バンク」を活用し、既存住宅の流通促進に取り組む。
- 郊外住宅団地の再生を図るため、NPO などによる地域コミュニティの活動や住宅のバリアフリーリフォームなどを支援する。

(2) 農山漁村部の整備に関する施策

- 農業振興地域制度や農地転用許可制度の適正な運用により、優良農用地を確保するとともに、その有効利用を促進する。
- 食料の生産力向上のため、ほ場整備事業や農業経営基盤強化促進事業などを実施し、意欲ある担い手への農作業の集約化を促進する。また、集落営農組織は農業生産法人へ誘導し、特定農業法人へと発展させるなど法人化を図る。
- 耕作放棄地については、農作業の集約や放牧地利用など農用地としての利用を促進するほか、市民農園や観光農園などへの有効利用も促進する。また、中山間地域においては、交通対策、医療対策、IT活用など、条件不利地域の各種振興策など総合的な対策を図ることにより、人口減少を抑制し、耕作放棄地や荒廃森林の発生を防止する。
- 農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度を活用し、農地や農

業用水路などの農業生産基盤の維持・保全や農業の持つ多面的機能の健全な発揮に向けた取組を支援する。

- 都市部と農山漁村部との二地域居住など、地域振興施策との連携による多様な住まい方を選択できる取組等を行うことにより、農山漁村部における定住を促進する。
- 自然環境の保全に配慮しつつ、高密度路網を目指した林道・作業道の計画的な整備を推進する。
- 漁村の生活環境や労働環境の改善を図るため、漁港や共同利用施設などを整備するとともに、都市生活者や異業種との交流を行い、漁村の活性化を促進する。

(3) 産業用地の整備に関する施策

- 産業用地を確保するため、市町村などと連携し、工業団地の新規開発を積極的に推進する。また、工場適地の指定や農村地域工業等導入地区の設定、工業地域の指定により工場立地の計画的誘導を図る。
- 工場の適正立地を図るため、工場立地法に基づき特定工場の届出に関する審査及び助言指導、現地調査を行う。
- 既存の工業団地のうち未分譲のものなどの有効利用を促進する。
- 企業の遊休地など民間が所有する未利用地の利用・開発を促進する。

9 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

- 県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査や土地基本調査、自然環境保全基礎調査など県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。また、県民ニーズに対応した土地情報を整備し、広く県民向けに情報提供を行う。

10 計画の推進及び指標の活用

- 計画の推進に当たっては、利用区分別の利用動向の把握や県土利用に関する施策の現状と課題の把握など、その管理・運営を適切に行うとともに、各種指標を活用して計画の総合的な点検を行う。

第4 地域別の措置

1 福岡地域

福岡地域は、商業・サービス産業を中心とした第三次産業が集積するとともに、全国で4番目の国立博物館として九州国立博物館が開館するなど、アジアとの交流の窓口として国際交流・連携が進んでおり、今後、アジアの交流拠点としての役割を果たしていくことが求められている。

本地域では、業務・商業機能をはじめ、交通・物流機能、知的・学術・文化機能、情報発信機能などの中枢的都市機能をさらに充実させるため、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業に向けた博多駅周辺地域などの整備を進めるほか、福岡空港や博多港の機能強化、九州大学学術研究都市構想の促進、福岡アジアビジネス特区の推進によるアジアビジネスの拠点化、各拠点施設へのアクセス道路の整備などを進め、活気あふれる都市形成を図る。併せて、九州大学の移転に伴う伊都キャンパスや箱崎、六本松キャンパス跡地及びその周辺地域では、地域活力の向上に繋がる土地利用を検討する。

また、急激な都市機能の集積によって悪化した交通渋滞を解消し、安全で快適な道路交通環境を確保するため、福岡都市高速道路5号線の建設など都市交通の円滑化を促進するほか、安定的な水供給のための水源整備や広域利水の促進、北部福岡緊急連絡管の整備、台風などによる豪雨災害に対する総合的な治水対策を行うとともに、環境や防災面に十分配慮しつつ、都市部の低未利用地を有効活用するなど、安全で快適な都市空間の整備を進める。

さらに、水素エネルギーやロボット、システムLSIなどの先端成長産業の育成並びに集積を図るとともに、自動車関連産業を集積させるために、市町村と連携し、工業団地の新規開発を促進する。

大消費地である福岡市を有する地理的条件を活かし、都市近郊型農業の振興を図るとともに、市民農園などを活用し都市との交流を図る。都市近郊の森林は、良好な生活環境を確保するため、レクリエーションなどの場として整備を図るほか、その適切な維持・管理に努める。

2 筑後地域

筑後地域は、豊かな自然と文化・歴史に恵まれ、多様な産業が展開し、個性ある都市が存在する魅力に満ちた地域であり、今後、福岡都市圏への近接性を活かしつつ、新たな都市圏の形成が求められている。

本地域では、今後とも、都市と農山漁村の特性を活かした特色ある地域づくりを進

め、県民のニーズに対応した、自然を活かした文化圏を形成することにより、地域の未来を拓く先駆的な取組として筑後ネットワーク田園都市圏の創造を目指す。

また、本地域の産業、経済の活性化に大きく寄与する九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向け、沿線地域の整備を促進するとともに、アクセス道路などの駅周辺整備を推進する。併せて、有明海沿岸道路や幹線道路、三池港など交通・物流網の整備を促進するとともに、オフイスアスカディア構想の促進など学術研究機能、都市機能の高度化と拠点性の向上を図る。

さらに、筑後景観憲章に基づき、矢部川流域景観テーマ協定をはじめとする広域的な景観の保全・整備のルールづくりや景観モデル地区の形成を促進するとともに、筑後川水系における河川改修による治水安全度の向上や既設ダムへの導水による適切な水管理の促進、筑後広域公園の整備、有明海の環境保全・水質改善を図るなど、美しくゆとりがあり、安全・安心な地域づくりを進める。加えて、大牟田エコタウン「ゼロエミッション（ごみゼロ）構想」に基づき、先進的な環境調和型のまちづくりを推進する。

県下最大の食料供給基地として、国内産地や輸入農産物に負けない産地づくり、消費者が求める農産物づくりを進めるために、低コストで高品質な農産物生産を実現する新技術や省力栽培技術を導入し、意欲的で産地をリードする農業者への支援や生産基盤の整備を積極的に行う。また、県下でも有数の林業地帯である本地域の林業振興のため、生産基盤と定住環境の一層の充実を図る。

久留米アジアバイオ特区などを活用し、アジアにおけるバイオ産業拠点の形成を進め、自動車関連産業を含めた先端成長産業の育成並びに集積を図るほか、市町村と連携し、工業団地の新規開発を促進する。

3 筑豊地域

筑豊地域は、福岡・北九州都市圏に近接し、県土軸の交差する位置にある。本地域では、これまで産炭地域振興対策などの実施により、産業基盤や生活環境整備を中心に各種の整備が進められてきたが、今後は地域の産業・文化などの地域資源を総合的に把握し、新たな地域振興施策を展開することにより、魅力あふれる地域づくりを進めることが求められている。

本地域では、福岡・北九州都市圏との連携強化や多様な地域間の交流を図るため、地域活性化インターチェンジなど基幹交通網や高度情報通信基盤の整備を推進するとともに、新しい産業構造への転換を図るため、振興拠点施設として直鞍産業振興センター（アドックス福岡）、e-ZUKAトライバレーセンター、たがわ情報センターの活用を図るほか、大学と連携し学術研究機能の高度化と拠点化を図る。

また、地域への定住促進に向けて、水資源の確保、河川の整備、下水道の整備など

居住環境の整備を進めるとともに、福岡県北東部地方拠点都市地域整備構想に基づき、植木メカトロビジネスタウン拠点地区、感田東流通・定住拠点地区の地域整備を推進する。

さらに、農業生産基盤の整備、花き類のブランド化の促進、特長ある米づくりの推進、直売所を核とした消費者との交流など筑豊農業の活性化を図る。併せて、遠賀川上流の森林は、複層林の造成などにより、森林の多面的機能の強化を図るとともに、森林の管理水準の一層の向上を図る。

システムL S I 設計開発拠点の形成、飯塚アジアIT特区などを活用したITビジネスの拠点化、企業誘致などによる自動車関連産業の育成並びに集積を図るとともに、市町村と連携し、工業団地の新規開発を促進する。加えて、英彦山や温泉、上野焼や食文化、旧伊藤伝右衛門邸、嘉徳劇場、平成筑豊鉄道など多様な観光資源のネットワーク化などを通じ、観光の振興を図る。

4 北九州地域

北九州地域は、九州の玄関口であるとともに、東九州軸の拠点地域である。その地理的優位性を活かしつつ、北部九州における大都市圏としての機能強化と新たな産業の展開を図ることが求められている。

本地域では、国際物流拠点の形成に向けて、北九州空港や北九州港、苅田港などの物流基盤の機能強化を進めるほか、東九州自動車道の整備促進、幹線道路の整備推進、北九州市国際物流特区を活用した産業の集積、新産業の創出などを図る。併せて、北九州学術研究都市整備構想の促進など学術研究機能、都市機能の高度化と拠点性の向上を図る。また、水資源の確保、河川整備の推進、北部福岡緊急連絡管の整備などを図ることにより、安全・安心かつ快適な生活環境を創出する。さらに、自動車関連、水素エネルギー、ロボット、システムL S I など先端成長産業の育成並びに集積を図るとともに、市町村と連携し、工業団地の新規開発を促進する。加えて、営農集団を育成するなど生産体制の強化を行うことにより都市近郊型農業の振興を図る。都市近郊の森林は、レクリエーションなどの場として整備を図るほか、適切な維持・管理に努める。

北九州都市圏では、近年、自動車や半導体関連産業などの加工組立型産業、公害克服の歴史の中から生まれた環境産業の集積が進んでいる。今後は、地元企業の競争力向上、知的基盤の充実、企業誘致などにより、先端成長産業の集積を図るとともに、北九州エコタウン事業の推進により、環境リサイクル産業の集積を促進する。

京築地域では、近年、自動車関連産業の集積が進んでいる。今後は、拠点都市での都市機能の整備と産業集積を促進するとともに、農山漁村については、生産基盤及び生活環境の整備を進めるとともに、都市との交流を促進する。併せて、京築連帯ア

ニテイ都市圏構想に基づき、京築地域一体での広域的な地域振興を推進する。

第5 県内で特に必要とされる措置

本計画の第1から第3に掲げる基本構想、規模の目標、必要な措置を基本としながら、計画の実効性を確保することを目的に、本県にとって特に必要とされる措置について、以下の調整方針を詳述する。

1 広域的な調整を必要とする土地利用に係る方針

(1) 広域的な視点による地域振興策の策定

大都市へ都市機能が過度に集中するこれまでの都市形成から、県内各地に産業や公共施設、生活関連施設などをバランスよく配置し、市町村を越えた広域的な相互補完により地域全体として都市機能や居住環境の快適性を高めるネットワーク型の地域づくりを目指し、筑後ネットワーク田園都市圏構想や京築連帯アメニティ都市圏構想のような広域的な地域振興策を策定・実施する。

(2) 広域的な産業拠点の配置・誘導

空港や港湾などの物流拠点の機能充実や、それらへアクセスする高速道路、幹線道路の整備を図るとともに、物流面での利便性が高い高速道路のインターチェンジや幹線道路の周辺地域において産業拠点の整備を促進する。また、産業拠点の配置・誘導に関しては、工業系の用途地域や低未利用地などを優先する。なお、農用地などの土地利用転換を伴う場合は、地域農業や周辺地域の環境などに十分配慮する。

(3) 広域的な大規模集客施設の立地誘導

大型商業施設、公共施設などの大規模集客施設の立地については、「福岡県大規模集客施設の立地ビジョン」の土地利用方針により、「広域拠点」及び「拠点」への誘導を基本とする。

周辺の市町村に影響を及ぼすと考えられる概ね床面積の合計が1万㎡以上程度の商業娯楽系施設や、国・県が整備する公共施設などの立地については、各市町村や県民の意見に配慮しつつ、広域から多くの人が集まり、公共交通によるアクセスが確保されている「広域拠点」への誘導を図る。

(4) 広域的な景観形成

良好な景観は、県民に安らぎとうるおいを与えるとともに、地域の魅力を高めるための重要な要素である。

市町村を越えるような広域的な景観形成については、筑後地域において進めている「筑後景観憲章」や「矢部川流域景観テーマ協定」のように、県や関係市町村、国の関係機関、地域団体、NPOの多様な主体が参画し広域景観の基本方針を定め、景観法による景観計画の策定や景観地区の指定などに繋げるとともに、多様な主体が連携するパートナーシップによる景観づくりを推進する。

2 市町村ごとの土地利用に係る調整方針

(1) 産業の活力を支えるための土地利用の方針

工業団地の立地誘導に当たっては、工業系の用途地域や低未利用地などへの誘導を優先する。なお、農用地などの土地利用転換を伴う場合は、地域農業や周辺地域の環境などに十分配慮する。

産業用地の計画的整備及び供給体制を形成するため、市町村の団地計画の策定指導を行うとともに、市町村との連携を図り、許認可などの手続きの円滑化・迅速化に努める。

(2) 都市の活力を支えるための土地利用の方針

立地の影響が一つの市町村の範囲内にとどまる程度の概ね床面積の合計が1万㎡以下程度の商業娯楽施設や公共施設などの立地については、各市町村や県民の意見に配慮しつつ、「福岡県大規模集客施設の立地ビジョン」の土地利用方針により、「拠点」への誘導を図る。

また、各市町村に対しては中心市街地の活性化に向け、地域特性を活かした基本計画の策定などに対し適切に助言を行う。

(3) 中山間地域の活力を支えるための土地利用の方針

中山間地域は、生物多様性の確保、豊かな自然環境や美しい景観、国土保全機能をはじめとした農業・森林の有する多面的機能が県民全てに享受されるなど、県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた産業基盤の整備や良好な生活環境を整備する必要がある。特に、農業については、担い手への農作業の集約化、集落営農組織の法人化、中山間地域の気候を活かした棚田米など特色ある農産物や加工品づくり、NPOやまちづくり団体、地域住民などの多様な主体による地域ぐるみのグリーンツーリズム等を促進して活性化を図る。林業については、林道の整備や森林施業の共同化・集約化、高性能林業機械の導入などを促進して活性化を図る。生活環境の整備については、情報通信インフラの整備を積極的に推進する。

また、拡大傾向にある耕作放棄地については、一筆ごとに調査を実施し、現状に応じて営農が再開できる土地及び当面保全管理すべき土地と、森林、原野化している

るなど農用地に復元することが困難な土地に区分し、前者と区分された土地については、農業生産基盤の整備や市民農園、放牧利用など各種施策の活用により有効利用を促進し、後者と区分された土地については、林地として利用するなど、耕作放棄地の解消に努める。

荒廃した森林の再生については、森林環境税を活用し、県民共有の財産である森林を健全な状態で次世代へ引き継ぐために、間伐などの森林整備を積極的に実施するとともに、森林を社会全体で守り育てる気運の向上を図るために、県民参加による森林づくりを推進する。また、公益上特に重要と認められる森林については、公的に取得したうえで健全な状態に再生し保全する。

さらに、地域の活力を維持し、魅力ある地域としていくため、都市部との二地域居住など、地域振興施策との連携による多様な住まい方を選択できる取組等を行うことにより、地域定住を促進する。

(4) 良好な景観形成を支えるための土地利用の方針

各市町村の都市部、農山漁村部における良好な景観を保全・形成するため、各市町村が景観法による景観行政団体として景観計画の策定や景観保全に関する条例の制定を行うなど、景観行政を積極的に展開することを促す。

(5) 市町村計画の策定に係る調整方針

市町村計画の策定に係る協議に当たっては、地域の実情に応じた施策を助言するとともに手続きの簡素化に努める。

3 県土利用に関する地理情報の整備

各種の土地利用に係る規制や計画図などの地理情報を整備し、円滑な活用を図る。また、市町村計画の策定に当たっては、図面情報を積極的に提供するなど、計画策定を支援する。

福岡県告示第653号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成21年4月3日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農道整備事業（小郡東部地区）	平成20年3月30日
農道整備事業（東小田地区）	平成19年3月30日
農業用排水施設整理事業（朝倉地区）	平成20年3月24日
農業用排水施設整備事業（高田地区）	平成19年3月23日
農道整備事業（竹飯地区）	平成19年3月2日
農業用排水施設整備事業（竹飯地区）	平成18年6月16日
農業用排水施設整備事業（高田南部地区）	平成19年3月30日
農業用排水施設整備事業（永治西地区）	平成20年2月28日
農業用排水施設整備事業（筑後北部地区）	平成20年2月8日

福岡県告示第654号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年4月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市横田大字後牟田667番5及び667番15から677番28まで、並びに大字伊岐須字蟹ヶ浦217番27、217番73から217番82まで、233番5から233番9まで、並びに大字伊岐須字後牟田416番4及び416番34から416番42まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

横浜市戸塚区戸塚町143番地4

株式会社富士開発 代表取締役 小尾 一

公 告

公告

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則案について、平成21年1月21日から平成21年2月19日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成21年3月25日に公布しました。

平成21年4月3日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

新社会推進部県民文化スポーツ課九州国立博物館室

電話：092 - 643 - 3383

メールアドレス：kenbun@pref.fukuoka.lg.jp

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成21年4月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成21年3月25日

2 処分を受けた者の商号等

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社宝建設工業	飯塚市相田685 - 2	八代 俊雄	平成17年7月5日・平成20年8月29日 福岡県知事許可（特・般 - 17・20） 第73195号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成21年4月8日から平成21年4月22日までの15日間

4 処分の原因となった事実

有限会社宝建設工業は、平成19年5月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成21年4月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

友我有限会社

(2) 所在地

久留米市長門石一丁目13番1号

(3) 代表者

取締役 吉田 和彦

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成21年3月24日

4 処分の理由

事業者が、平成21年3月13日付けで、佐賀県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

監査委員

監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を新社会推進部、福祉労働部出先機関のアジア文化交流センター等23か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年4月3日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	野田 栄市

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：新社会推進部出先機関3 機関及び福祉労働部出先機関20機関

(2) 監査対象期間：旧保健福祉部出先機関

平成19年9月1日～平成20年9月30日（13か月間）

旧生活労働部出先機関

平成19年11月1日～平成20年9月30日（11か月間）

(3) 監査実施期間：平成20年12月3日～平成20年12月19日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
アジア文化交流センター	平成20年12月18日～ 平成20年12月19日
女性相談所	平成20年12月8日
パスポートセンター	平成20年12月3日
中央児童相談所	平成20年12月4日～ 平成20年12月5日
久留米児童相談所	平成20年12月4日～ 平成20年12月5日
田川児童相談所	平成20年12月18日～ 平成20年12月19日
大牟田児童相談所	平成20年12月18日
福岡学園	平成20年12月16日～ 平成20年12月17日
筑後いずみ園	平成20年12月9日
障害者更生相談所	平成20年12月8日
粕屋新光園	平成20年12月10日～ 平成20年12月11日
福岡労働福祉事務所	平成20年12月9日
北九州労働福祉事務所	平成20年12月9日
筑後労働福祉事務所	平成20年12月8日
筑豊労働福祉事務所	平成20年12月12日
福岡高等技術専門学校	平成20年12月16日～ 平成20年12月17日

監査対象機関名		監査実施日
福祉労働部	戸畑高等技術専門学校	平成20年12月4日～ 平成20年12月5日
	小竹高等技術専門学校	平成20年12月9日～ 平成20年12月10日
	久留米高等技術専門学校	平成20年12月3日
	大牟田高等技術専門学校	平成20年12月11日
	田川高等技術専門学校	平成20年12月16日～ 平成20年12月17日
	小倉高等技術専門学校	平成20年12月12日
	福岡障害者職業能力開発校	平成20年12月10日～ 平成20年12月12日

は、旧保健福祉部出先機関

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、収入未済に係る不納欠損事務について重点事項として調査を行った。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
 - 保健福祉手数料、生活労働使用料、生活労働手数料等の調定金額、調定期及び収入状況
 - 児童措置弁償金の調定、収入、債権管理の状況及び不納欠損事務
- (2) 支出
 - 賃金、報償費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
 - 報酬、給料、通勤手当の認定及び支給事務
- (4) 契約
 - 契約の締結及び履行確認事務
- (5) 公有財産
 - 土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品
 - 取得、管理及び処分状況
- (7) 訓練手当
 - 訓練手当の支給状況

第2 監査の結果

1 各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

2 重点事項の監査結果

児童措置弁償金の収入未済に係る不納欠損事務について

(1) 調査対象機関

児童措置弁償金の収入未済に係る不納欠損処理をしている4機関

中央児童相談所、久留米児童相談所、田川児童相談所、福岡学園

(2) 調査の内容

平成19年度に不納欠損処理を行ったものについて、債権管理の状況等に留意して調査を行った。

(3) 調査の結果

平成19年度に不納欠損処理を行ったものうち562件を抽出して調査した。

不納欠損事由は、すべて債権の消滅時効の完成によるものであった。

また、債権管理の状況は適正と認められた。

監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等50か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年4月3日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	野田 栄市

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：警察本部関係機関50機関

平成20年4月1日付で門司警察署に統合された北九州水上警察署については、門司警察署において監査を実施した。

(2) 監査対象期間：平成19年11月1日～平成20年10月31日（12か月間）

北九州水上警察署については平成19年11月1日～平成20年3月31日（5か月間）

(3) 監査実施期間：平成21年1月8日～平成21年2月20日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
北九州市警察部	平成21年1月21日
警察学校	平成21年2月10日
自動車警察隊	平成21年1月28日
鉄道警察隊	平成21年2月18日
機動捜査隊	平成21年1月28日
交通機動隊	平成21年1月28日
高速道路交通警察隊	平成21年2月17日
第一機動隊	平成21年1月29日
第二機動隊	平成21年2月4日
中央警察署	平成21年2月19日～平成21年2月20日
博多警察署	平成21年2月5日～平成21年2月6日
東警察署	平成21年1月15日～平成21年1月16日
早良警察署	平成21年2月3日～平成21年2月4日
西警察署	平成21年2月12日～平成21年2月13日
南警察署	平成21年2月17日～平成21年2月18日
粕屋警察署	平成21年2月12日～平成21年2月13日
博多臨港警察署	平成21年2月3日
福岡空港警察署	平成21年2月4日
宗像警察署	平成21年2月5日
朝倉警察署	平成21年1月30日
筑紫野警察署	平成21年2月19日～平成21年2月20日
前原警察署	平成21年2月6日
若松警察署	平成21年1月20日
戸畑警察署	平成21年2月3日
折尾警察署	平成21年1月15日～平成21年1月16日
八幡東警察署	平成21年1月22日
八幡西警察署	平成21年2月12日～平成21年2月13日
小倉北警察署	平成21年1月22日～平成21年1月23日

監査対象機関名	監査実施日
小倉南警察署	平成21年1月28日～平成21年1月29日
門司警察署	平成21年1月20日～平成21年1月21日
北九州水上警察署	平成21年1月20日～平成21年1月21日
行橋警察署	平成21年1月30日
豊前警察署	平成21年1月14日
直方警察署	平成21年1月9日
宮若警察署	平成21年1月14日
飯塚警察署	平成21年1月15日～平成21年1月16日
上嘉穂警察署	平成21年2月6日
添田警察署	平成21年2月17日
田川警察署	平成21年1月8日
久留米警察署	平成21年1月8日～平成21年1月9日
小郡警察署	平成21年1月22日
うきは警察署	平成21年1月29日
八女警察署	平成21年1月14日
筑後警察署	平成21年1月22日
黒木警察署	平成21年1月30日
城島警察署	平成21年1月20日
大川警察署	平成21年1月14日
柳川警察署	平成21年2月10日
瀬高警察署	平成21年1月21日
大牟田警察署	平成21年1月23日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、拾得金の受け払い状況について重点事項として調査を行った。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
 - 警察使用料、警察手数料、財産貸付収入、物品売払収入等の収入事務
- (2) 支出
 - 賃金、報償費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
 - 報酬、給料、諸手当の認定及び支給事務
- (4) 契約
 - 契約の締結及び履行確認事務

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分状況

(7) 捜査報償費

捜査報償費の執行状況

第2 監査の結果

1 各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

2 重点事項の監査結果

(1) 調査対象機関

中央警察署等29機関

(2) 調査の内容

拾得金について、受け払い事務や保管の状況が適正であるかどうか、関係書類をもとに570件を抽出して調査を行った。

(3) 調査の結果

拾得金の受け払い状況は適正と認められた。

監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を商工部出先機関の福岡商工事務所等10か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年4月3日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	野田 栄市

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：商工部の出先機関10機関
 (2) 監査対象期間：平成20年1月1日～平成20年12月31日、12か月間
 (3) 監査実施期間：平成21年2月10日～平成21年2月18日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡商工事務所	平成21年2月10日
久留米商工事務所	平成21年2月10日
北九州商工事務所	平成21年2月10日
飯塚商工事務所	平成21年2月18日
計量検定所	平成21年2月18日
大阪事務所	平成21年2月12日～平成21年2月13日
工業技術センター	平成21年2月12日～平成21年2月13日
工業技術センター 生物食品研究所	平成21年2月12日～平成21年2月13日
工業技術センター インテリア研究所	平成21年2月17日
工業技術センター 機械電子研究所	平成21年2月17日～平成21年2月18日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に試験研究用備品の取得、管理状況については、重点事項として調査を行った。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
 使用料、手数料、受託事業収入、貸付金償還金等の調定及び収入事務
- (2) 支出
 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
 報酬、通勤手当の認定及び支給事務
- (4) 契約
 長期継続契約の状況
- (5) 公有財産
 土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理の状況
- (6) 物品
 取得、管理及び処分の状況
- (7) 債権
 債権管理の状況

第2 監査の結果

1 各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

2 重点事項の調査結果

(1) 調査対象機関

工業技術センター（化学繊維研究所含む。）及び各支所3機関

(2) 調査の内容

新規に購入された試験研究用の備品が適切に取得管理されているか、また、供用中の備品が有効に利用されているかについて調査を行った。

(3) 調査の結果

新規に購入された試験研究用備品は、各試験研究機関において適切に取得され、研究テーマ等に応じ、その目的に沿った利用がなされていた。

試験分析や設備機器の開放利用に供する試験研究用備品については、有効性の観点からさらなる利用の促進を図る必要がある。

監査公表第28号

平成21年1月19日付けで提出された福岡県職員措置請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年4月3日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	野田 栄市

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出日

- (1) 請求人 (略)
(2) 提出日 平成21年1月19日

2 請求の内容(「福岡県職員措置請求書」の原文のまま。ただし、項目番号の付け替えを行った。)

(1) 監査対象とすべき行為等

ア 交換契約の締結について

福岡県(以下、「甲」という。))は、平成18年7月4日、有限会社アセットコーポレーション(以下、「乙」という。))との間で、以下の土地の交換について契約を締結した(以下、「本件交換契約」という。)

(ア) 福岡県が交換に提供した土地の概要

a 所在

- (a) 大牟田市不知火町2丁目9番24
(b) 福岡市博多区麦野3丁目10番12
(c) 福岡市東区舞松原5丁目107番210
(d) 糟屋郡粕屋町大字長者原字船ヶ浦71番12
(e) 糟屋郡粕屋町大字長者原字船ヶ浦71番6
(f) 福岡市東区原田2丁目1580番1
(g) 北九州市小倉北区木町1丁目701番10

合計7ヶ所

b 総額 900,200千円

(イ) 福岡県が交換により取得した土地の概要

a 所在 前原市東周辺リサーチパーク造成地

- b 総額 4,480円 / $\text{m}^2 \times 209,889.75\text{m}^2 = 940,000$ 千円(上3桁以下切捨)

イ 信義則上の説明義務違反等

(ア) 土地の交換契約においては、通常は、双方が当該土地の情報(埋設物の有無、法令上の制限の有無等)について十分ではなく、双方の情報に大きなアンバランスがあるから、交換契約の双方は互いに、契約締結に際しての客観的かつ的確な判断資料による情報を提供すべき信義則上の説明義務を負っている。

しかるに、乙は、少なくとも平成12年ごろには、乙が甲に提供する土地に廃棄物が埋まっている可能性があることを知っていたにもかかわらず(添付書面1号)、平成18年7月4日付の本交換契約の際に、客観的かつ的確な情報を甲に対して提供せず、本件交換契約を締結するに至ったものであって、乙には、上記(ア)の信義則上の説明義務に違反する事実がある。

(イ) また、産業廃棄物が埋設されている可能性があることを知りながら、そのような事実をことさらに秘匿して交換契約を締結するにいたった乙の行為は、乙が不動産の売買、交換等を目的とする会社であることに鑑みても、明らかに信義則上の告知義務に違反しており、詐欺に該当し、乙は甲に対する不法行為責任を免れない。

(ウ) さらに、乙は、産業廃棄物の埋設という瑕疵の存在につき善意であったとみられる甲に対して、瑕疵担保責任を免れない。

ウ 甲の損害

(ア) 前記交換契約によって甲が乙から取得した物件の造成について、前原市が、平成19年10月18日19時30分から、リサーチパーク整備に伴う地元説明会を開いたところ、出席した住民が「拡大区域の南側に土砂を採取して残土を入れていた箇所がある」と指摘した(添付書面2号)。

上記住民の申し出により、甲が取得した土地に残土埋設の疑いが生じたため、後日、前原市はその旨を福岡県に連絡した。そして、前原市から連絡を受けた甲は、平成19年10月23日付で、土壌汚染の状況を把握するため、前原地区土壌調査業務委託として指名競争入札通知書を作成した。

甲は、乙の上記義務違反がなければ、本交換契約締結前に産業廃棄物等の埋設情報を知り得たのであるから、住民の申し出を裏付けるため、契約後に急いで土壌調査・地質調査・表層土壌ガス調査・水質調査等をする必要はなかったのであり、さらには、本件の土壌調査費用等を支出する必要もなかった。

従って、少なくとも、平成19年11月6日付で株式会社太平洋環境科学センターとの間で締結した前原地区土壌調査業務委託費用2,982,000円は、本件交換契約における説明義務違反があったことに起因する甲の損害である。

よって、甲は、乙に対し、債務不履行に基づく損害賠償請求として少なくとも2,982,000円を請求することができる。

(イ) また、上記損害は、詐欺による不法行為がなければ発生しなかった損害であり、また、瑕疵がないと信賴したことによって生じた損害でもある。

エ 県は損害賠償請求をしていないこと

それにもかかわらず、平成19年11月22日ボーリング調査により地中からコンクリート片やアスファルト片等の不法投棄物を確認し、平成19年12月10日土壌調査により基準値を上回る鉛、ヒ素、フッ素などの有害物質の存在が確認されてから、一年以上経過した平成21年1月19日現在に至るまで、甲は乙に対して、何ら上記損害の賠償を請求してはいない。

よって、甲は、乙に対して、債務不履行等に基づく損害の賠償を請求しうるにもかかわらず、これを怠っている事実がある。

オ 当該行為等に関して講ずべき必要な措置

以上、甲が、乙に対して行使しうる請求権を行使しないのは違法あるいは不当であるから、監査委員は、知事に対し、次の措置を講ずるよう勧告せよ。

記

麻生渡福岡県知事は、アセットコーポレーションに対し、上記債務不履行等によって福岡県に生じた損害を補填するため損害賠償請求等の必要な措置をすること。

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により、必要な措置を請求する。

カ 怠る事実に係る請求と期間制限について

以下は、念のため付言する。

(ア) 本件は、福岡県がアセットコーポレーションに対して損害賠償請求権を行使しな

いという怠る事案にかかる監査請求を行うものである。そこで、かかる場合に、地方自治法第242条第2項の監査請求における1年間の期間制限の適用が問題となる。

この点、判例は、怠る事実の前提として違法な財務会計上の行為が存在しない場合につき、「不当又は違法に財産の管理を怠る事実を改めるために必要な措置を求める監査請求については、同条2項の適用はない」（最判昭和53年6月23日判時897号54頁）とした。

(1) 本監査請求は、怠る事実の前提として違法な財務会計上の行為を問題とするものではないから(本件は、土地交換契約の違法性もしくは不当性を問題にしているわけではない)、1年間の期間制限は適用されない旨、付言するので承知されたい。

(2) 添付書面

号証	標目(原本・写しの別)	写し	作成年月日	作成者	立証趣旨
1	監視指導課レポート	写し	12. 8. 9	福岡県	乙が、本交換契約より前から、土地に産業廃棄物が埋設されている可能性を知っていたこと
2	会議等報告書	写し	19.10.24	前原市	住民が福岡県の取得地に「残土を入れていた箇所がある」と指摘したこと
3	全部事項証明書	写し	20. 3.25	法務局	アセットコーポレーションが埋設物の存在の可能性を知っていたこと
4・5	全部事項証明書	写し	20. 6.23	法務局	アセットコーポレーションの役員とソロンの役員とが同一であること

第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成21年1月19日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

福岡県(以下「県」という。)が、平成18年7月4日に有限会社アセットコーポレーション(以下「A社」という。)との間で締結した土地の交換契約（以下「本件交換契約」という。）により取得した土地の一部に産業廃棄物の埋設及び土壌汚染が確認されたことにより、県は、A社に対して、瑕疵担保責任、不法行為責任等による損害賠償請求権を有しているかどうか、また、県が損害賠償請求権を有する場合に、その請求権を行使していないことは、違法又は不当に財産の管理を怠るものであるかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

前原リサーチパーク事業を所管し、本件交換契約のを行った福岡県企画・地域振興部総合政策課(以下「総合政策課」という。)、同事業の造成工事等を所管し、土壌調査等の調査を行った福岡県企業局管理課(以下「管理課」という。)及び産業廃棄物に係る指導等を所管し、措置請求の事実証明として提出された監視指導課レポートを作成した福岡県環境部監視指導課(以下「監視指導課」という。)を監査対象機関とした。

3 請求人の陳述及び証拠の提出

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成21年2月12日に請求人の陳述の機会を設け、請求人から陳述及び証拠の提出を受けた。その際、同条第7項の規定に基づき、監査対象機関である総合政策課の職員を立ち会わせた。

陳述の要旨は、次のとおりであった。

(1) はじめに

請求人は、「有限会社アセットコーポレーション(以下、「乙」という。))が、福岡県(以下、「甲」という。)に提供する土地に廃棄物が埋まっている可能性があることを知っていた」ということに関して、証拠の提出及び陳述が必要であると考えたので、本日、別添の証拠の提出及び陳述を行うものである。

(2) 証拠提出及び陳述の必要性について

住民監査請求書の中で請求人は、「乙は、少なくとも平成12年ごろには、乙が甲に提供する土地に廃棄物が埋まっている可能性があることを知っていたにもかかわらず(添付書面1号)」と記載した。

その後、請求人が再度請求書を検証したところ、添付書面1号では立証が不足しているとの結論に至った。すなわち、添付書面1号(監視指導課レポート)は、株式会社ソロン(追加書面1号 登記簿謄本)が、福岡県監視指導課に対して、「残土の下にも産業廃棄物が埋まっている可能性がある。」と申し立てた事実を証する文書であるから、添付書面1号のみでは、乙が、埋設の事実について悪意であることを立証することはできないことが判明した。

そこで、本日、産業廃棄物が埋まっている可能性につき、株式会社ソロンの悪意を乙の悪意と評価できるための証拠と陳述の必要性があると考えたものである。

図1 立証の要点

福岡県——交換契約——乙の悪意

立証が不足している点

株式会社ソロンの悪意



廃棄物の埋設の可能性を知っていた(添付書面1号)

(3) 株式会社ソロンとソロンコーポレーションの関係について

今回の監査請求は、あくまで乙の甲に対する説明義務違反等を問題にするものであるが、後記載のとおり、土地交換契約の交渉は、3年もの長期にわたり、乙ではなく株式会社ソロン(以下、「丙」という。)が行っており、今回の監査対象と密接な関係がある会社

であるため、以下、丙について事実関係を陳述する。

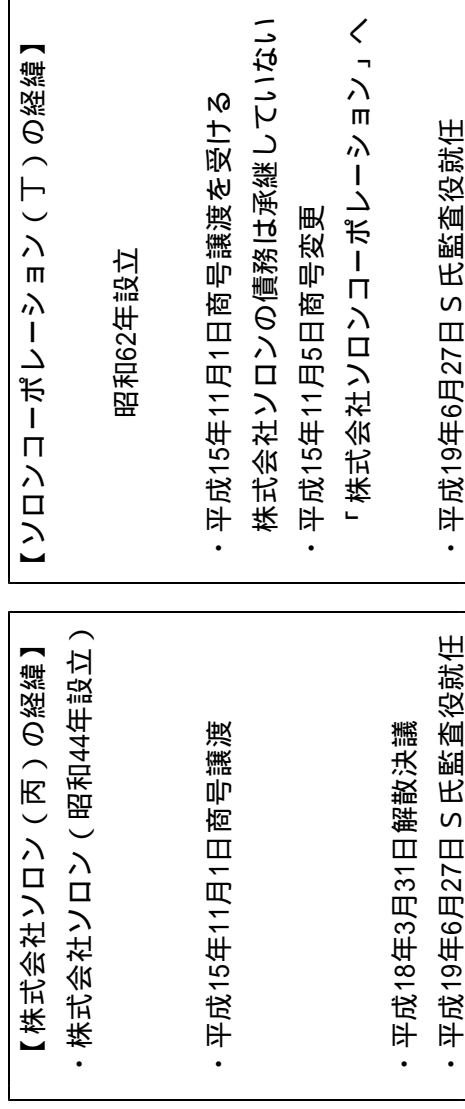
丙は、商業登記簿の記載によれば、昭和44年5月13日に地産建設株式会社として設立し、昭和62年2月2日に株式会社ソロンに商号変更した。この会社は不動産の売買、管理、賃貸借、交換、調査、鑑定並びにその斡旋媒介等を目的とする株式会社であり、すでに平成18年3月31日に解散決議をしている（追加書面1号）。

もっとも、株式会社ソロンという商号が完全に消滅してしまっただけではなく、類似商号の会社として、昭和62年7月2日に「株式会社ソロンコーポレーション」という会社が設立されている（以下、「丁」という。）。その目的は、不動産の売買、管理、賃貸借、交換、調査等である（追加書面2号 登記簿謄本）。

さらに、丁は、平成15年11月1日に丙から商号譲渡を受けて、その経緯は不明であるが、いったんは「株式会社ソロン」という、丙と全く同一の商号を用いていた期間がある（追加書面2号参照）。そして、これも経緯は不明であるが、その4日後の平成15年11月5日に「株式会社ソロンコーポレーション」と商号変更した（追加書面2号参照）。

加えて、丙と丁は、監査役等につき役員の変更も見られることから（追加書面1、2号参照）総合して判断すると、両者は密接な関連企業であることがわかる（図2参照）。

図2 丙と丁の関係



(4) 乙（アセットコーポレーション）について

ところで、今回、甲と直接交換契約を締結した乙は、平成4年10月19日に設立し、不動産の売買、管理、賃貸借、交換、調査、鑑定並びにその斡旋媒介等を目的とする株式会社である（追加書面3号 登記簿謄本）。設立時の商号は、「有限会社シーエステクノ」であったが、平成19年11月19日に現在の商号である「有限会社アセットコーポレーション」に商号変更した。

そして、設立時の本店所在地は、福岡県筑紫郡那珂川町大字上梶原933番地の10であったが、平成15年11月19日に本店移転をし、現在の本店所在地は、福岡市博多区博多駅前3丁目5番7号である（追加書面3号参照）。

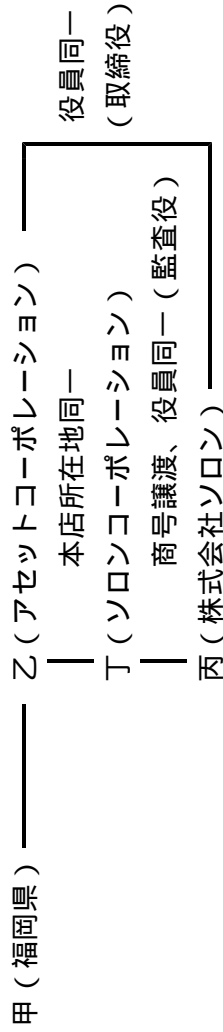
さらに、この本店所在地は、平成15年3月3日から平成16年10月17日まで、丁と同一である（追加書面2、3号参照）。さらに加えて、乙の2名の役員のうち一人は丙の役員でもあって、両者は役員の派遣が行われる関係にあることがわかる（追加書面3号）。

以上から、丁と乙とは、本店所在地を同じくした時期がある上、丙丁、丙乙は役員派遣もあることから、総合して判断すると、三者は密接な関連企業であることがわかる。

以上、総合して判断すると、乙と丁と丙とは、全く無関係の法人ではなく、登記簿上からもわかるように、一種のグループ企業であったことは明白である（図3参照）。

よって、監査委員におかれましては、これら企業の法人格の別が判断の妨げとならないよう、切に願います。

図3 乙と丁と丙との関係



(5) 甲と丙との交渉の事実について

今回の交換契約にあたり、実際には、甲は乙ではなく、3年もの長期にわたり、丙と交渉を進めていた。その理由は、丙が交換契約の対象となる土地の大口地権者であったためである。

ところで、前原市IC南地区・リサーチパーク事業の経緯は以下のとおりであった。

ア 前原市IC付近土地利用に関する会議の開催

地域振興整備公団（当時）が検討してきた現リサーチパークの対象地を活かすため、前原市は、甲と九大準備機構に働きかけて、平成15年6月11日、第1回の「前原市IC付近土地利用に関する会議」を開催した。

イ 丙の参加

その後、協議は3年に及んだ。この間、対象地の大口地権者であった丙が協議に参加するようになり、甲と丙は交渉を続けた。このことは、当時、丙と前原市の協議内容を記載した書面に、「県有地との交換の手続き及び交換後の名義変更等権利関係の整理は、(株)ソロンが責任を持って対応する」との記載があることから明らかである（追加書面4号 株式会社ソロンと前原市の協議内容）

上記追加書面4によれば、丙は、平成16年9月1日の時点で、自らが交換契約の一切の責任を持つことを明言している。これは、丙自らが契約の相手方であることを意味するものであるが、丙は、それにもかかわらず、交換対象となるべき土地を、すでに平成16年1月29日に乙に売却している（追加書面5号 土地登記簿謄本）。この行為自体、契約交渉の主体と契約当事者とを意図的に分けたことを示すものであり、契約締結上重大な問題ではあるが、いずれにせよ、平成16年9月1日の協議の時点で、すでに丙は交換対象土地の所有者ではなかつたにもかかわらず、甲や前原市に対しては、あたかも所有者のごとく契約交渉をする等、所有者らしく振舞っていたことになる。

ウ 交換契約の締結

平成18年7月4日、甲は乙と土地交換契約を締結した。これによって、優良県有地7箇所と産業廃棄物の埋設された土地が交換された。

エ 乙が7箇所を丁に転売

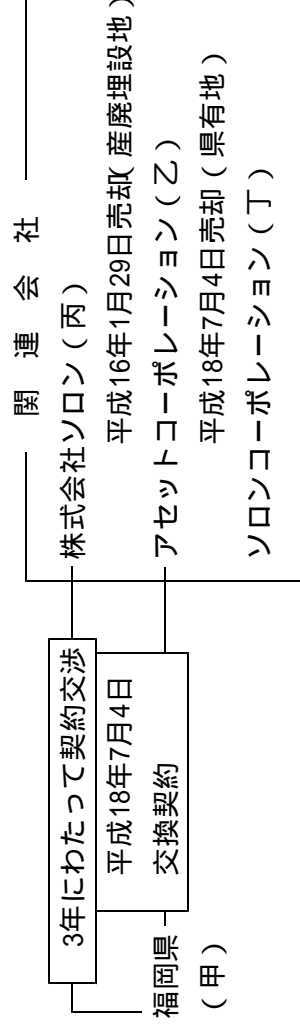
乙は、当該土地を即日、丁に売却した。丁は、7箇所の元県有地を、転売したり、自社開発したりした。上記のとおり、丁も関連企業である。

オ 産業廃棄物の埋設が判明

平成20年2月、土壌から環境基準を上回るヒ素や鉛が検出された。現在、工事は中断している。

一連の取引の概要は以下のとおりである（図4参照）。

図4 一連の取引の概要



以上のように、丙は、平成16年ごろから、甲と長期にわたる契約交渉を続けておきながら、既に平成12年に廃棄物の埋設の可能性を知っていたにもかかわらず、あえて甲に対してその情報を提供しなかったのは明白である。

しかも、図3からわかるように、埋設の可能性について悪意の丙が契約の相手方になれば、説明義務違反によって責任追及されるおそれがあるため、丙は、乙を交換契約の相手方にするため、ひそかに平成16年1月29日に問題の土地を乙に売却しておいた。さらに、乙に対して契約の取消若しくは解除がなされたときのために、交換契約と同じ、丁に県有地を移転させ、民法上の第三保護規定の適用により県有地の所有権を喪失することを防ぐなど、法律の知識を駆使した複雑な取引が画策されたことがうかがえる。

(6) まとめ

以上より、乙、丙、丁は、実体は一の法人格であって、契約の相手方からの責任追及を免れるため、法人格を濫用しており、丙の悪意は乙の悪意と同視できることは明白である。

もし、甲からの責任追及を困難にするために、意図的に交換契約の相手方を乙としたのであれば、法の抜け道をかいくぐる極めて悪質な行為であるとともに、明らかな法人格の濫用であり、かかる行為が県民の面前で堂々と行われたことについては憤激している。

提出証拠一覧

追加書面1号	株式会社ソロンの登記簿謄本
追加書面2号	株式会社ソロンコーポレーションの登記簿謄本
追加書面3号	株式会社アセットコーポレーションの登記簿謄本
追加書面4号	株式会社ソロンと前原市との協議内容
追加書面5号	福岡県前原市大字東1992-1の土地登記簿謄本
追加書面6号	西日本新聞記事

4 監査対象機関の陳述

自治法第242条第7項の規定に基づき、平成21年2月12日に総合政策課から陳述を受けた。その際、同項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。陳述の要旨は、次のとおりであった。

(1) 前原IC南地区リサーチパーク(仮称)(以下「前原リサーチパーク」という。)の意義
現在、福岡県、九州大学、経済界、地元自治体が一体となって、九州大学の福岡市西部、糸島地域への移転を契機に、九州大学を中核として研究機関等を集積させ世界的な知の拠点づくりを目指す「九州大学学術研究都市構想」を推進している。

このためには研究機関等を集積する用地が不可欠であり、九州大学伊都キャンパスに近く、西九州自動車道前原ICに近接するという利便性の高い立地条件を備えている当該地を適切な場所として選定し、福岡県の事業として前原リサーチパーク事業を推進している。

(2) 前原リサーチパーク事業の概要

ア 所在地 福岡県前原市大字東、大字富、大字多久地内

イ 開発計画面積 約25ヘクタール

ウ 分譲開始時期 平成23年の予定

(3) 前原リサーチパーク用地の取得について

用地の取得にあたっては、福岡県所有財産の取得、管理及び処分に關する条例第3条に基づき交換により取得した。

契約日 平成18年7月4日

契約の相手方 A社

交換物件 福岡県が交換に供した物件

大牟田市不知火町2丁目9番24他6筆 18,516.81㎡(公簿)

A社が交換に供した物件

前原リサーチパーク対象地 142筆 210,250.58㎡(公簿)

なお、この土地交換契約を締結するに当たっては、不動産鑑定評価を実施するとともに、土地登記簿によるA社の所有権及び担保等権利設定がなされていないことの確認など、土地取引に際して必要な手続を行っており、交換契約手続きは適正に行っている。

(4) 前原リサーチパーク対象地内における廃棄物の埋設等について

廃棄物の埋設の可能性は、平成19年10月18日に前原市が実施した地元説明会において、前原リサーチパーク対象用地内において土砂を採取して残土を入れていた箇所があるとの情報を得た前原市から、企画調整課(現総合政策課)及び企業局への電話連絡により初めて認識したものであり、平成18年7月4日の交換契約締結前には一切認識していなかった。また、交渉の過程で廃棄物の埋設等についての情報提供は一切無かった。

上記、平成19年10月18日の情報を基に必要な調査として地質調査及び土壌調査を実施した。

平成19年11月22日に廃棄物の埋設を確認し、さらに、平成19年12月10日、上記廃棄物の埋設が確認された用地の一部土壌で、鉛、ヒ素、フッ素について基準値を上回る結果を確認した。

これらの調査結果を受けて、環境部と協議し、地下水の影響を通じた周辺環境への影響の有無を確認するための地下水及び周辺水路の水質調査を実施した。地下水及び周辺水路の調査結果は基準値以下であった。

環境部と協議した結果、地下水への影響やその他生活環境保全上の影響が認められないうため、廃棄物対策法及び土壌汚染対策法上、廃棄物の除去をする状況には無いこと

を確認した。

(5) 県の対応について

廃棄物の埋設等が確認されたことにより、交換契約で取得した用地の一部において、取得目的であったリサーチパーク分譲地として活用できないことになった。このため、平成20年10月1日に前原リサーチパーク事業用地の取得に係る損害賠償請求及びその他の交渉に関する一切の件を弁護士に委任し問題の解決に当たっている。

また、県は土地交換契約の相手方A社に、民法第570条の瑕疵担保責任を請求の根拠に、平成20年11月5日付け配達証明付き内容証明郵便で、今回の住民監査請求における請求人の主張する金額を上回る金額を記載した損害賠償請求書を送付し、11月6日の送付確認書により相手方は受取済みであることを確認している。

よって、請求人が主張する「請求権を行使しないことが違法あるいは不当である」には当たらない。

なお、現在、具体的な損害賠償請求については委任した弁護士が相手方と協議を進めている段階であり、協議過程にある損害賠償請求額の根拠及び損害賠償請求額を明らかにすることは、弁護士を通じた相手方との協議に多大な影響を与えることが考えられるので、協議が終結するまでの間、これらの内容については明らかにできない。

また、協議結果（訴えの提起または和解）は、地方自治法第96条の議決事項であり、その時点で県民に周知されることになる。よって、請求の具体的な内容を協議の途中段階で公表しないことについては十分な理由があるものと考ええる。

5 監査対象機関の陳述に対する請求人の意見

監査対象機関の陳述に対し、平成21年2月19日に請求人から意見書及び資料が提出された。意見書の要旨は、次のとおりであった。

(1) 前原リサーチパーク用地の取得について（前述の監査対象機関の陳述(3)）

交換契約手続が適正に行われたかについては、陳述内容が不十分であり、判断できない。

(2) 前原リサーチパーク対象地内における廃棄物の埋設等について（前述の監査対象機関の陳述(4)）

廃棄物の埋設が確認され、鉛、ヒ素、フッ素について基準値を上回る結果を確認しておきながら、廃棄物を撤去する状況にないと判断している点については、県民の立場として、極めて遺憾である。

もともと廃棄物が埋設されていない土地として等価交換契約をした以上、契約の相手方に廃棄物の撤去を求めのが一般取引社会のやり方である。

さらに、いったん廃棄物があるとわかった以上、環境保全上の影響の有無は別として、当該物件の評価は極めて低くなる。福岡県は、県民財産を誠実に管理しているとは到底思えない。

(3) 県の対応について（前述の監査対象機関の陳述(5)）

当該陳述については、極めて遺憾である。

ところで、現在松本市で、同様の事件が発生している。その内容は以下のとおりである。

「松本市原の「東部学校給食センター(仮称)」建設用地の土壌汚染問題で、市は、土地を借りていた業者らに対し、処分などに掛かった経費約1億3000万円の損害賠償を求めるとを決めた。応じない場合は提訴する方針」(毎日新聞 平成21年2月13日地方版)

このように、損害賠償を請求するにあたっては、その根拠や額を公表すべきであるにもかかわらず、福岡県は一切公表していない。

公表しない理由を、「相手方との協議に多大な影響を与えることが考えられる」としているが、極めて抽象的であり、理解できない。県民に対する説明責任を果たしているとは到底言いがたい。

もともと損害額は協議で決まるものではなく、客観的に算定できるものであり、今回の廃棄物埋設による損害は県民財産の損失であって、すなわち県民の損害である以上、すみやかに県民に公表すべきである。本件土地は県民の財産であり、県民はその損害額をすみやかに知る権利がある。

以上、福岡県が相手方に対して損害賠償請求しているのであれば、その証拠を公表すべきであり、立証されていない事実を事実として認定することはできない。よって、請求人は、福岡県が相手方に対して損害賠償請求していると判断することはできない。

監査委員におかれましては、請求の具体的内容を開示するよう催告されるようお願い申し上げます。

参考資料1 毎日新聞記事

参考資料2 信越放送記事

6 実地監査

(1) 総合政策課

前原リサーチパーク事業の目的、交換契約までの経緯とその内容及び損害賠償の請求等について、平成21年1月27日及び2月3日に関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

(2) 管理課

産業廃棄物の不法投棄を確認するために行った調査委託等の内容について、平成21年1月28日及び2月2日に関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

(3) 監視指導課

今回、産業廃棄物が確認された土地に関する指導状況等について、平成21年1月29日に関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 総合政策課

ア 前原リサーチパーク事業用地の取得の経緯について

(ア) 取得目的等

九州大学の福岡市西部、糸島地域への移転を契機に、県、九州大学、経済界、地元自治体が一体となって、九州大学を中核として研究機関等を集積させ世界的な知の拠点づくりを目指す「九州大学学術研究都市構想」を推進している。

このためには、研究機関等を集積する用地が不可欠であり、県は、九州大学伊都

キャンパスに近く、西九州自動車道前原1Cに近接するという利便性の高い立地条件を備えている当該地を適切な場所として選定し、未利用県有地との交換により取得した。

(1) 取得方法

前原リサーチパーク事業用地（以下「当該用地」という。）は、「福岡県県有財産の取得、管理及び処分に関する条例」（昭和39年福岡県条例第33号）第3条の規定に基づき、県有地との交換により取得している。

福岡県県有財産の取得、管理及び処分に関する条例

第3条第1項

普通財産は、本県又は国、他の地方公共団体若しくは公共団体において、公用又は公共の用に供するため必要がある場合は、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なものの価額の4分の1をこえるときは、この限りでない。

a 交換契約締結までの経緯

総合政策課は、平成16年3月に、当該用地の大口地権者である株式会社ソロン（以下「S社」という。）に対して、土地を県有地との交換により取得したい旨を伝え、ここから交換による取得交渉が始まったとしている。

また、交換に際しては、当該用地内にはS社が所有していない土地があったことから、S社が土地を全て取得して、一括して県と交換することになっていた。交換契約締結までの主な経緯は、次のとおりである。

(a) 平成16年3月18日

県は、当該用地取得のため、大口地権者であるS社に対して、土地を交換契約により譲渡する意向について提案を行い、今後協議を進めていくことについて合意

(b) 平成17年3月28日

県が、交換でA社へ提供する予定の県有地の不動産鑑定評価を実施

（評価額 974,000千円 実測面積 18,518.06㎡）

(c) 平成17年6月23日

県は、買収困難な土地があることから、この土地を除いて当該用地に係る交換契約を行うことに変更

(d) 平成18年6月28日

県において、交換で取得する当該用地の不動産鑑定評価を実施

（評価額 940,000千円 実測面積 209,880.75㎡）

(e) 平成18年6月29日

県において、交換で提供する県有地を評価するため、平成17年3月に実施した不動産鑑定評価(b)の時点修正に係る意見書を徴収（評価額900,200千円）

(f) 平成18年7月4日

A社と土地交換契約を締結し、同日所有権移転登記

b A社とS社との関係

県は、交換契約に係る交渉を全てS社と行っている。なお、当該用地でS社が

所有していた土地は、交渉開始時点である平成16年3月18日において登記名義はS社であったが、平成16年1月29日には全てA社へ売買によって所有権が移転していることが、平成16年5月28日及び同年11月1日に行われた登記によって確認できる。

なぜ、県が土地の所有者であるA社でなく、S社と交渉を継続してきたかについて、総合政策課からは、「S社から用地買収、交換の手続及び権利関係の整理は、S社が責任を持って対応するとの説明を受けていたためである。」との説明であった。

A社とS社の商業登記簿を照合すると、同一の人物が取締役に就任していた事実が確認できる。

なお、県は、この者を窓口として交換契約の交渉を行っていた。

c 交換物件の内容

平成18年7月4日に県とA社との間で締結した土地交換契約書に記載された交換物件は、次のとおりである。

(a) 県が交換に提供した土地（評価額900,200千円）

所在地	地目	地積（㎡）
大牟田市不知火町2丁目9番24	宅地	3,005.28
福岡市博多区麦野3丁目10番12	宅地	3,498.14
福岡市東区舞松原5丁目107番210	宅地	2,426.11
糟屋郡粕屋町大字長者原字舟ヶ裏71番12	学校用地	5,115.95
糟屋郡粕屋町大字長者原字舟ヶ裏71番6	山林	448.30
福岡市東区原田2丁目1580番1	宅地	1,389.28
北九州市小倉北区木町1丁目701番10	宅地	2,635.00
計 7 筆		18,518.06

（実測）

(b) A社が交換に提供した土地（評価額940,000千円）

所在地	地目	地積（㎡）
前原市大字富914番1 外141筆	山林等	209,880.75

（実測）

なお、土地交換契約書第11条には、「甲（福岡県）及び乙（有限会社アセットコーポレーション）は、この契約締結後に交換物件に数量の不足その他隠れたかしを発見しても、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。」との、瑕疵担保責任の免責に関する規定がなされていた。

しかしながら、県は通常、土地譲渡又は土地交換の契約に当たっては、数量の不足などの瑕疵（契約の根幹に関わるような瑕疵を想定しているものではない）による将来的な担保責任を回避するため、瑕疵担保責任免責条項を設定し契約を行っているとしている。

イ 当該用地における廃棄物の埋設等について

総合政策課が、当該用地の一部に廃棄物埋設の可能性があると知ったのは、平成19年10月18日に前原市が実施した地元説明会において、「拡大区域の南側に土砂を採取して残土を入れていた箇所がある」との情報を得た前原市から電話連絡があったときであるとしている。

また、交換のための交渉過程においても廃棄物の埋設に関する情報提供はなかった

としている。これについては、交渉過程を記した事績からもそのような記述は確認できなかった。

ウ 地下水等の調査について

総合政策課では、管理課で実施した地質調査及び土壌調査の速報結果から、当該用地の一部に廃棄物の埋設及び土壌汚染があることをそれぞれ平成19年11月22日と平成19年12月10日に確認した。

このため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）並びに土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の施行を所管する環境部と協議を行い、当該用地周辺住民への生活、健康上の影響を把握するため、これまでに4回の地下水調査（6地点）及び1回の水路水質調査（3地点）を実施している。その調査の結果において、異常は認められていない。

なお、この調査は、法律により土地所有者に義務付けられているものではないが、地下水調査については、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）で定められている地下水の水質の測定方法に準じて、今後も継続して実施するとしている。

エ 損害賠償の請求について

総合政策課は、当該用地の一部に廃棄物の埋設及び土壌汚染があることにより、当該用地の一部は、現状のままでは取得目的であるリサーチパーク分譲地として活用できなくなると判断している。

この事態を受け、総合政策課は、平成20年10月、損害賠償請求及びその他の交渉に関する一切の件を弁護士に委任するとともに、A社代表取締役に対し、民法第570条の瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求を平成20年11月5日に行っている。また、本件請求書は、翌11月6日に到達したことを確認している。

請求金額は、第三者への分譲地としては活用が困難になったことに伴う相当額の損害が発生しているとの考えに基づくとしているが、具体的な損害賠償請求額及び損害賠償請求額の算出根拠等の請求内容については、委任した弁護士が相手方と協議中であり、その内容を明らかにすることは今後の協議に多大な影響があることから、協議が終わるまでは明らかにできないとしている。

なお、福岡県情報公開条例第7条第1項第4号においても「公にすることにより、当該事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある」場合は、開示義務を除外されており、開示してはならないことになっていると説明している。

(2) 管理課

ア 産業廃棄物の埋設等に関する調査について

(7) 発注の経緯

当該用地における産業廃棄物の埋設の可能性については、平成19年10月19日以前原市から管理課にも電話連絡があった。

前原リサーチパーク事業の一部は既に造成工事に着手していたことから、緊急に調査を行う必要があり、事業を所管し当該用地を管理している総合政策課の依頼により管理課で実施することになった。

(1) 調査委託契約の締結と結果

管理課は、当該用地の一部に産業廃棄物が埋設されている疑いが生じたことによ

り、次の土壌調査業務及び地質調査業務の委託契約を締結し調査を実施している。

なお、管理課は、前原市が所有する平成9年撮影の当該用地付近の航空写真に人工的に土砂を均した形跡等が写っていたことから、約3.2haに産業廃棄物の埋設の可能性があると判断し調査を実施している。

業務名称	前原地区土壌調査業務	前原地区地質調査業務
契約締結日	平成19年11月6日	平成19年11月6日
契約工期	平成19年11月7日～ 平成20年1月31日	平成19年11月7日～ 平成19年12月21日
契約金額	(当初) 2,982,000円 (変更後) 7,719,600円	(当初) 6,510,000円 (変更後) 6,890,100円
調査結果の概要	16地点、121検体のうち3地点、5検体から基準値を超えるヒ素、フッ素、鉛が検出される。 鉛1検体：0.013mg/ℓ (基準値は0.01mg/ℓ以下) ヒ素2検体：0.017mg/ℓ、 0.029mg/ℓ (基準値は0.01mg/ℓ以下) フッ素2検体：1.0mg/ℓ、 0.9mg/ℓ (基準値は0.8mg/ℓ以下) 表層土壌ガスについては、異常なし	16地点中15地点で、地中からコンクリート塊、レンガ片、瓦、ガラス、木片、異臭等が確認される。

イ その他の委託契約の締結について

産業廃棄物の埋設が確認されたことによって、造成計画の見直しが必要となり、造成設計検討業務委託を2件、さらに、平成18年11月から平成19年11月にかけて実施した造成実施設計を再度やり直すための委託契約を締結している。

(ア) 造成設計検討業務

業務名称	前原地区造成設計検討業務	前原地区造成設計検討(2)業務
契約締結日	平成19年12月10日	平成20年3月13日
契約工期	平成19年12月11日～ 平成20年1月11日	平成20年3月14日～ 平成20年3月27日
契約金額	(当初) 903,000円 (変更後) 1,101,450円	378,000円
委託の内容	産業廃棄物が埋設されている区域(約3.2ha)を除外した開発の検討	産業廃棄物が埋設されている区域(約3.2ha)を除外した開発区域の再検討

(イ) 造成実施設計(修正)業務

業務名称	前原地区造成実施設計(修正)業務
契約締結日	平成20年11月20日
契約工期	平成20年11月21日～平成21年4月20日
契約金額	20,475,000円
委託の内容	測量、整地設計、道路設計、雨水汚水排水設計、調整池設計

(3) 監視指導課

ア 産業廃棄物の不法投棄の把握及び指導状況等について

監視指導課が、当該用地の一部に産業廃棄物の不適正処理を最初に把握したのは、平成12年8月9日に土地の所有者であるS社から監視指導課等へ提出された「土・砂利無断採取及び産業廃棄物不法投棄への行政指導嘆願書」に基づき立ち入り調査を行った同月10日である。

その後の当該事業用地の一部に関する産業廃棄物の不適正処理の把握及び指導状況等は、次のとおりである。

(ア) 平成12年8月10日

監視指導課及び糸島保健所（現糸島保健福祉環境事務所）において立ち入り調査を実施し、産業廃棄物の放置を確認したため、隣接土地所有者B氏に対し適正に処理するよう行政指導（口頭）を実施

(イ) 平成12年8月31日

B氏から放置していたコンクリート、アスファルトを撤去したとの報告書が提出されたため、糸島保健所（現糸島保健福祉環境事務所）において撤去を確認

(ウ) 平成15年3月20日

糸島保健福祉環境事務所において、脱水汚泥（注）がB氏所有の土地及び隣接するS社所有の土地に放置されているのを確認したため、適正に処理するよう行政指導（口頭）を実施

(エ) 平成15年7月15日

糸島保健福祉環境事務所において、B氏が脱水汚泥の一部を処分場に搬出していているの確認

(オ) 平成15年8月1日

監視指導課及び糸島保健福祉環境事務所が、放置している全ての脱水汚泥を適正に処理するよう指導

(カ) 平成15年8月20日

B氏が脱水汚泥は産業廃棄物ではなく有価物（資材）と主張することから、監視指導課が有価物であれば販売計画書を提出するよう指導

(キ) 平成15年9月19日

監視指導課において脱水汚泥の一部撤去を確認し、残存する脱水汚泥の適正処理を指導

(注) 脱水汚泥

脱水汚泥とは、産業廃棄物である汚泥（本件の場合、砂利採取後に残った泥状のもの）の処理及び処分を容易にするため、汚泥の水分を除去したものである。

なお、平成12年8月の嘆願書提出時にS社から監視指導課に対して、残土の下にも産業廃棄物が埋まっている可能性があるとの説明がなされたが、嘆願書には、地上に放置された産業廃棄物については具体的な資料が添付されたもの、地下埋設物に関する資料はなく、あくまでも可能性を述べられたものであり、監視指導課としては地下埋設物の調査は実施していない。

監視指導課は、地下埋設物に関する情報は信憑性の高いものから低いものまで多数

寄せられるが、地下埋設物の調査には費用を必要とすることから単なる憶測や推測に基づき実施することはできないため、調査は埋設の事実について一定の資料等がある場合に限って行うこととしている。

イ 産業廃棄物の地下埋設が判明した後の対応について

監視指導課は、管理課が平成19年11月に行った地質調査の結果によって、産業廃棄物の地下埋設が判明したため、平成15年度に撤去の確認ができていない脱水土泥について、平成20年5月に調査を行い県が交換取得した土地に数百m³程度の脱水土泥が存在することを確認している。

また、平成20年2月議会において、当該地での産業廃棄物の不法投棄について昭和57年に県警が摘発した事実があるとされたが、監視指導課としてはその事実については把握できていなかった。

監視指導課は、県警、検察庁への照会等を行ったが、既に20数年を経過し、その実績は処分されていることから、不法投棄に関する詳細な情報は得られなかった。なお、B氏からの情報によりその当時に不法投棄をしたと疑われる者が1名判明したが、既に死亡していることを確認している。

ウ 今後の対応について

廃掃法では、「都道府県知事は、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、処分者等や排出事業者等に対して、その支障の除去等の措置を命じることができ、また、措置を命じた処分者等や排出事業者がその措置を講じない場合や支障の除去等の措置を命ずるべき処分者等を確知できないときは自らその支障の除去等の措置を講ずることができる。」(第19条の5、第19条の6、第19条の8)となっている。

しかし、監視指導課は、これまで県で実施した地下水の調査結果(年4回、6地点)では全て環境基準以下であったことから、現状では、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれはないと判断しており、特段の措置を講ずる必要はないとしている。

なお、産業廃棄物が埋設されている土地において、土地所有者が開発行為等を行うに当たって、産業廃棄物が排出される場合には、その排出部分については、廃掃法に基づき土地所有者から土地開発を請け負った事業者が適切に処理を行うことが必要となり、その費用については土地所有者が負担することとなる。

2 判断

請求人は、本件交換契約について、知事がA社に対して、瑕疵担保責任、債務不履行責任若しくは不法行為責任に基づく損害賠償を請求しうるにもかかわらず、これを怠っていると主張している。

そこで、まず、瑕疵担保責任と債務不履行責任との関係について整理した上で、県はA社に対し損害賠償請求権を有しているか、さらには、不法行為責任に基づく損害賠償請求権を有しているかについて検討する。

そして、それら請求権を有している場合は、その請求を違法若しくは不当に怠る事実があるかどうかについて判断する。

(1) 瑕疵担保責任と債務不履行責任について

瑕疵担保責任とは、売買契約の目的物に、隠れた瑕疵（欠陥・キズ）があった場合、売主が買主に対して負う責任であり、債務不履行責任とは、債務者が債務の本旨に従った履行をしなかったために生じる責任である。

瑕疵担保責任の法的性質については、法定責任説と契約責任説とがある。

法定責任説は、不特定物の売買の場合は、売主は瑕疵のない物を引き渡す債務を負い、その物に瑕疵があった場合は債務不履行（不完全履行）となるのに対し、特定物売買の場合は、「その物」を引き渡すことで債務は完全に履行され、特定物に瑕疵があっても債務不履行にはならないとするものであるが、瑕疵がある以上、売主に責任を負担させないのは不公平であるため、特定物売買には、法が特に瑕疵担保責任を定めているとするものである。

これに対し契約責任説は、特定物と不特定物の売買に違いを認めず、瑕疵担保責任は債務不履行の特則とするもので、特定物売買であっても、瑕疵のある物を引き渡した場合は債務不履行となるが、目的物に隠れた瑕疵があった場合には、瑕疵担保責任が適用されるとするものである。

特定物売買の場合について、判例は法定責任説を採っており、今回の土地取引という特定物売買に関しては、土地の引渡しが行われている以上、A社に対しては、債務不履行責任ではなく、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求等を行うことが適当と考えられる。(2) A社に対する損害賠償請求権について

県は、当該用地の一部に産業廃棄物が埋設等されていたことにより、本来必要のない調査や計画の変更を余儀なくされており、それに要した費用及び交換時の金額と瑕疵ある土地の客観的評価額との差額は、県の損害と考えられる。

ア 瑕疵担保責任について

瑕疵担保責任（民法第570条）とは、前述のとおり、売買されたものに対して隠れた瑕疵があり、買主がこれを知らなかったことについて、善意・無過失である場合に、売主は買主に対して損害賠償等の責任を負うとされるもので、この場合において、売主自身が知らなかったとしてもその責めを逃れることはできないとされている。

県は、研究機関等を集積させ世界的な知の拠点づくりを目指すために当該用地を取得したものである。

この当該用地の一部（約3.2ha）に産業廃棄物の埋設等が確認され、県では、この約3.2haの用地を当初の目的どおりに造成し分譲するためには、通常予測され得る程度の地盤の整備、改良等を超える埋設物の除去工事等が必要となり、この除去工事には多額の費用を要すると考えている。

この約3.2haの用地は、現状のままでは取得目的であるリサーチパーク分譲地として活用することはできなくなると判断され、本来有すべき性状を備えていないものと考えられることから、目的物の瑕疵に当たると認められる。

そして、県が、産業廃棄物の埋設等の存在を認知したのは、交換契約後の平成19年10月に前原市で行われた住民説明会での発言をきっかけに行った地質調査及び土壌調査によってであり、県は交換のための交渉過程においても、また、交換契約締結時においてもその存在を認識しておらず、さらに、産業廃棄物の埋設等は容易に確認でき

る状況になかったことから、本件産業廃棄物の埋設等は、隠れた瑕疵に当たると認められる。

なお、土地交換契約書第11条において、「この契約締結後に交換物件に数量の不足その他隠れたかしを発見しても損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない」とされているが、県において土地の交換契約をする場合には通常この条項を入れており、契約後の紛争によって、事業の進捗に支障が生じないようにしているものである。この条項は、あくまでも事業の推進のために設けられたものであり、事業そのものが進められないほどの大きな瑕疵についてまでも免責を行う条項ではないと考えられる。

また、平成17年4月の札幌地裁判決では、住宅用地として売買契約により取得した土地の地中に埋設基礎等の障害物が存在し、売主の瑕疵担保責任が争われた事案において、隠れた瑕疵が認められたほか、被告が主張した瑕疵担保責任免除特約が否定され、瑕疵による損害として障害物の撤去費用相当額の損害が認められた事例もあつたことから、今回の場合について、土地交換契約書第11条の免責条項によって、瑕疵担保責任がなくなるものではない。

よって、県はA社に対し、瑕疵担保責任に基づき損害賠償請求権を有していると判断される。

なお、民法第572条では、担保責任を負わない旨の特約をしても、売主がその事実を知って告げなかったときは、その責任を免れることはできないと規定している。

善意無過失の有無は、その代理人について判断すべきことは、民法第101条の趣旨から明らかである。

そこで、A社とS社との関係を見ると、商業登記簿謄本から取締役として同一人物が就任していること、さらに、県はS社を窓口として土地交換契約の交渉を進めてきた等の事実から、A社とS社との間においては、何らかの代理関係があつたものと認められる。

また、平成12年8月9日の監視指導レポートによれば、S社は土中への産業廃棄物埋設の可能性を把握していたことが確認できる。

このことから、A社は産業廃棄物が埋設されている可能性を知らずその事実を告げなかったと考えることもできる。

イ 不法行為責任について

不法行為責任（民法第709条）とは、故意又は過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者は、これによって、生じた損害に対する賠償の責めを負うとされるもので、一般に売買された土地に産業廃棄物の埋設がある場合に、買主に損害を与えることを売主が知っていた若しくは予測できたにもかかわらず、買主に知らせなかった場合などが考えられる。

今回、前述のア瑕疵担保責任の項で述べたとおり、A社は産業廃棄物が埋設されている可能性があることを知りながら、その事実を告げなかったと考えることもできる。

一方、A社と何らかの代理関係があつたと認められるS社が、平成12年に産業廃棄物埋設の可能性を把握していたことは確認できたが、監視指導課によれば、その時点においては、地上の産業廃棄物の撤去だけを確認したのみで、地下埋設の有無の確認

はなされていない。

以上から、平成12年の段階でS社は、産業廃棄物埋設の可能性については認識していたものその確認はされおらず、産業廃棄物埋設に対するS社の認識がどの程度であったかを確認することはできない。

よって、県のA社に対する不法行為責任に基づく損害賠償請求権の有無については判断できない。

(3) 損害賠償請求を違法若しくは不当に怠る事実の有無について

県は、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権を有していると判断されるが、瑕疵担保責任に基づく請求は、瑕疵の事実を知った日から1年以内に行う必要があることから、既に県は、平成20年11月5日付けで損害賠償の請求を行い、その請求書は11月6日に相手方に到達したことを確認している。

ところで、請求人は、「福岡県に生じた損害を補填するため損害賠償請求等の必要な措置をすること。」を求めており、そのためには、請求した損害賠償額が県に生じた損害を補填する妥当な金額であるかどうかを調査することが必要であるが、事実関係の確認(1)工のとおり、県は、損害賠償請求額や請求額算定の根拠については委任した弁護士が相手方と協議中であり、その内容を明らかにすることは今後の協議に多大な影響があるとの理由から明らかにできないとしている。

一般的に、損害賠償請求を行った場合には、その請求金額と請求額算定の根拠を明らかにすることは当然であるが、瑕疵担保責任に基づく損害賠償の範囲は、買主がその目的物に瑕疵がなかったと信賴したことにより失った利益（信賴利益）に限ると解されており、今回のように、現在、前原リサーチパークの事業が進んでいく中で、産業廃棄物が埋設等された土地の利用方法等が検討されている状態の場合は、その利用方法等との総合的な判断をすることが必要であり、最終的な賠償額は、当事者間の協議若しくは裁判によって確定せざるを得ないものである。

県は、第三者への分譲地としては活用が困難になったことに伴う相当額の損害が発生しているとの考えに基づき損害賠償の請求を行ったとしており、さらに、現在、A社に対する損害賠償請求を弁護士に委任して交渉を行っていることも踏まえると、相応の額を損害賠償請求していると推測できるが、請求額等の妥当性については調査ができなかった。

(4) 結論

以上のことから、県による損害賠償の請求は既になされており、さらに、その請求額は相応の額であると推測されるため、違法に損害賠償請求権の行使を怠っているとまでは認められない。なお、請求額が県に生じた損害を補填するものであるかという点については、請求額の確認ができなかったため、確証を得るまでには至らなかった。

(5) 意見

現在、県の弁護士が相手方と交渉中であることをかんがみれば、一方的に県の考え方のみを明らかにすることは避けざるを得ないとも考えられるが、協議が整い次第、請求金額及び算定根拠を公表されるよう望むものである。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成21年4月3日

財団法人消防試験研究センター 理事長 白 谷 祐 二

1 試験種類

甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種

2 試験地、実施試験会場、実施年月日

試験地	実施試験会場	実施年月日
北九州	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	平成21年6月21日（日曜日） 午前10時から
太宰府	太宰府市五条3-11-25 福岡経済大学	
大牟田	大牟田市大字草木852 大牟田高等学校	
久留米	久留米市御井町1635 久留米大学御井学舎	

飯塚	飯塚市柏の森11-6 近畿大学産業理工学部
苅田	京都郡苅田町新津1-11-1 西日本工業大学

3 受験申請期間及び受験申請先

受験申請期間	受験申請先	摘要
平成21年4月20日から 平成21年5月1日まで	福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階 (財)消防試験研究センター福岡県支部	午前10時から 午後4時まで

郵送は、平成21年5月1日までの消印のあるものに限る。

郵便番号 812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階
(財)消防試験研究センター福岡県支部

4 受験願書等の配置場所

(財)消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

5 問い合わせ先

(財)消防試験研究センター福岡県支部 電話 092-282-2421

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
16・10・1	2300	告示	1727	1			6		446の22	446の1
21・3・25	2946	告示	518	2			10		第597号	第297号

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています